

2012北海道内自治体議会を 活性化するための環境整備 に関する調査報告書

平成24年8月31日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I. 調査の概要	3
II. 基礎情報	4
III. 住民参加による地域課題の発見と共有	12
IV. 議会内の討議と合意形成	16
V. 行政と議会の課題共有	24
VI. 住民説明	29
VII. その他	34
VIII. アンケート調査の構成	42
IX. 全体評価	43
資料編	52
あとがき	67

I. 調査の概要

1. 調査対象

北海道及び北海道内179市町村議会

2. 調査期間

平成24年5月2日～7月13日

3. 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

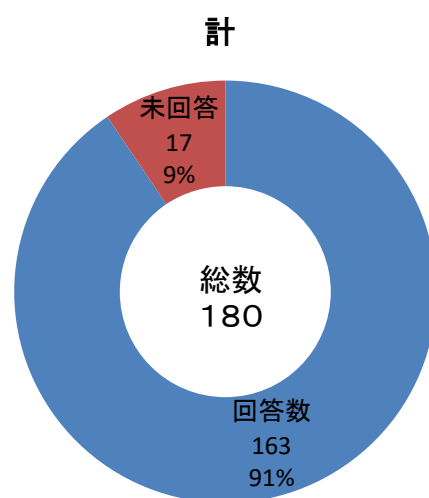
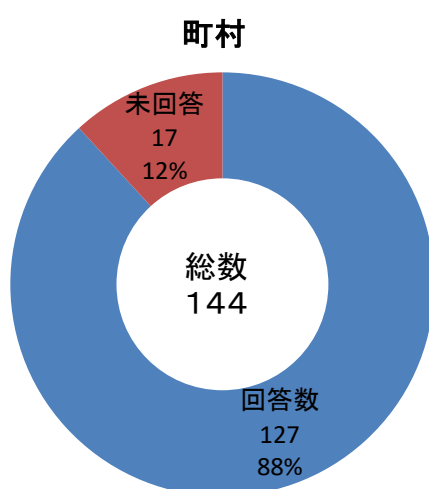
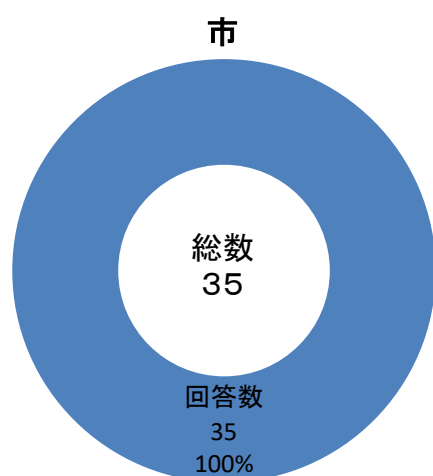
北大公共政策大学院公共経営特論Ⅰ受講院生(協力)

4. 調査時点

平成24年4月1日

5. 回収率

項目	総数	回答数	未回答数	2012 回答率	2010 回答率
北海道	1	1	0	100%	100%
市	35	35	0	100%	100%
町村	144	127	17	88%	77%
計	180	163	17	91%	82%



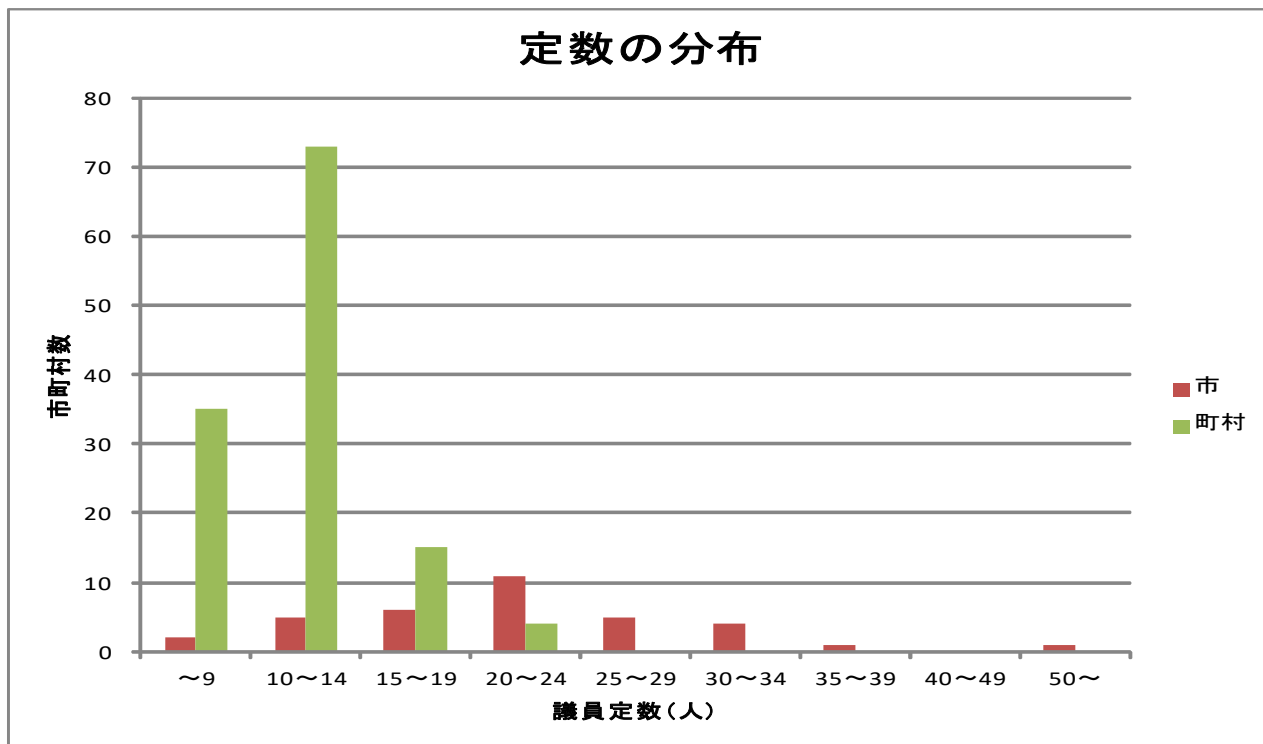
Ⅱ 基礎情報

1 定数

議員数	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
10人未満		2	夕張市、歌志内市	5.7%	35		27.6%	37	22.7%
10～14人		5	美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市	14.3%	73		57.5%	78	47.8%
15～19人		6	留萌市、紋別市、滝川市、深川市、富良野市、伊達市	17.1%	15		11.8%	21	12.9%
20～24人		11	室蘭市、網走市、稚内市、士別市、名寄市、根室市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市	31.4%	4	八雲町、新ひだか町、音更町、幕別町	3.1%	15	9.2%
25～29人		5	小樽市、釧路市、岩見沢市、江別市、千歳市	14.3%	0		0.0%	5	3.1%
30～34人		4	函館市、帯広市、北見市、苫小牧市	11.4%	0		0.0%	4	2.5%
35～39人		1	旭川市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
40～49人		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
50人以上	1	1	札幌市	2.9%	0		0.0%	2	1.2%
回答数 計	1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

(注) 定数50人以上の議会 : 北海道(104)、札幌市(68)

【グラフデータ】



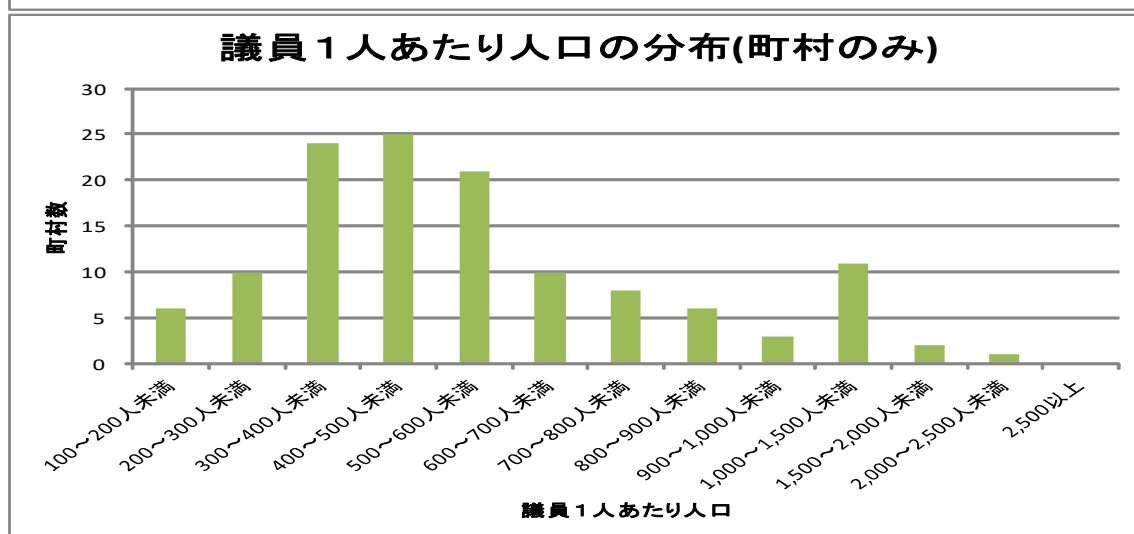
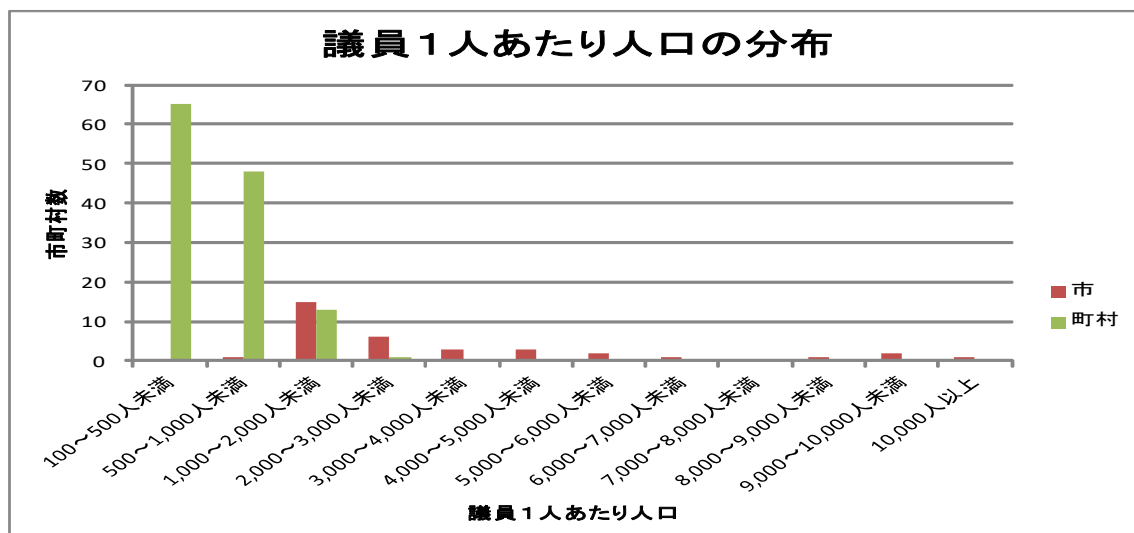
1-2 議員1人あたり人口

議員数	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
100～500人未満		0		0.0%	65		51.2%	65	40.0%
500～1,000人未満		1	歌志内市	2.9%	48		37.8%	49	30.1%
1,000～2,000人未満		15		42.9%	13		10.2%	28	17.2%
2,000～3,000人未満		6		17.1%	1	音更町	0.8%	7	4.3%
3,000～4,000人未満		3		8.5%	0		0.0%	3	1.8%
4,000～5,000人未満		3		8.5%	0		0.0%	3	1.8%
5,000～6,000人未満		2	帯広市、苫小牧市	5.7%	0		0.0%	2	1.2%
6,000～7,000人未満		1	釧路市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
7,000～8,000人未満		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
8,000～9,000人未満		1	小樽市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
9,000～10,000人未満		2	函館市、旭川市	5.7%	0		0.0%	2	1.2%
10,000人以上	1	1	札幌市	2.9%	0		0.0%	2	1.2%
回答数 計	1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

(注1) 算定に使用した人口数については、平成24年3月末現在の住民基本台帳に基づく。

(注2) 議員1人あたり人口が10,000人以上の議会：北海道(52,636人)、札幌市(28,004人)

【グラフデータ】



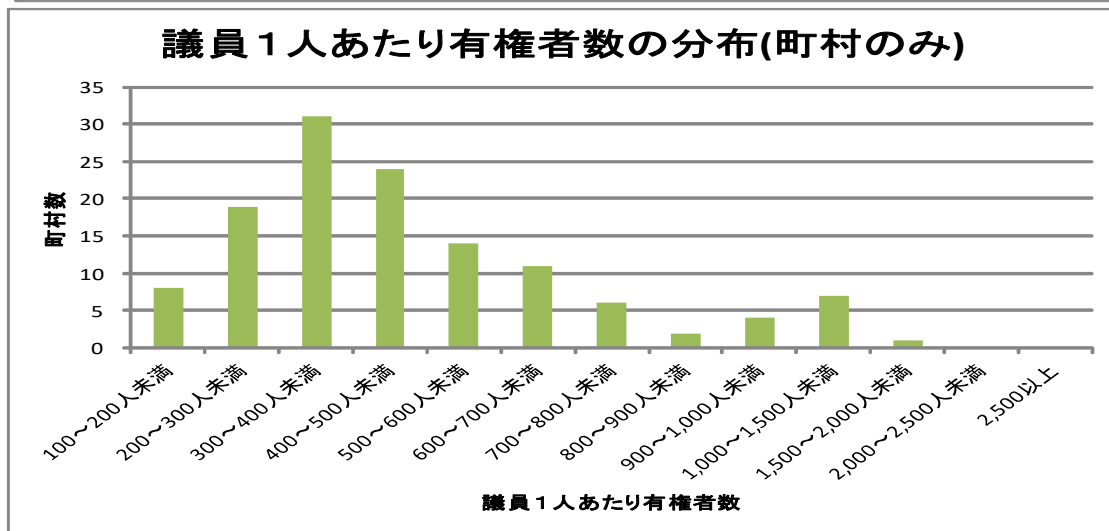
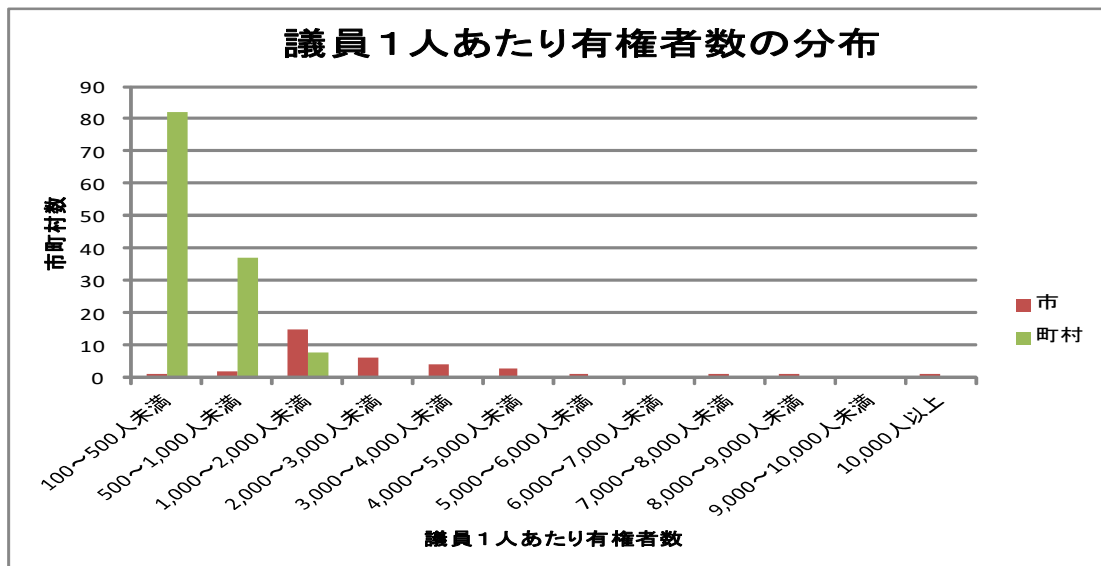
1-3 議員1人あたり有権者数

議員数	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
100～500人未満		1	歌志内市	2.9%	82		64.6%	83	51.0%
500～1,000人未満		2	士別市三笠市	5.7%	37		29.1%	39	23.9%
1,000～2,000人未満		15		42.8%	8		6.3%	23	14.1%
2,000～3,000人未満		6		17.1%	0		0.0%	6	3.7%
3,000～4,000人未満		4		11.4%	0		0.0%	4	2.5%
4,000～5,000人未満		3		8.5%	0		0.0%	3	1.8%
5,000～6,000人未満		1	釧路市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
6,000～7,000人未満		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
7,000～8,000人未満		1	函館市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
8,000～9,000人未満		1	旭川市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
9,000～10,000人未満		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
10,000人以上	1	1	札幌市	2.9%	0		0.0%	2	1.2%
回答数 計	1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

(注1) 算定に使用した有権者数については、平成24年6月2日現在の選挙人名簿登録者数に基づく。

(注2) 議員1人あたり有権者が10,000人以上の議会：北海道(44,134.9人)、札幌市(23,479.7人)

【グラフデータ】

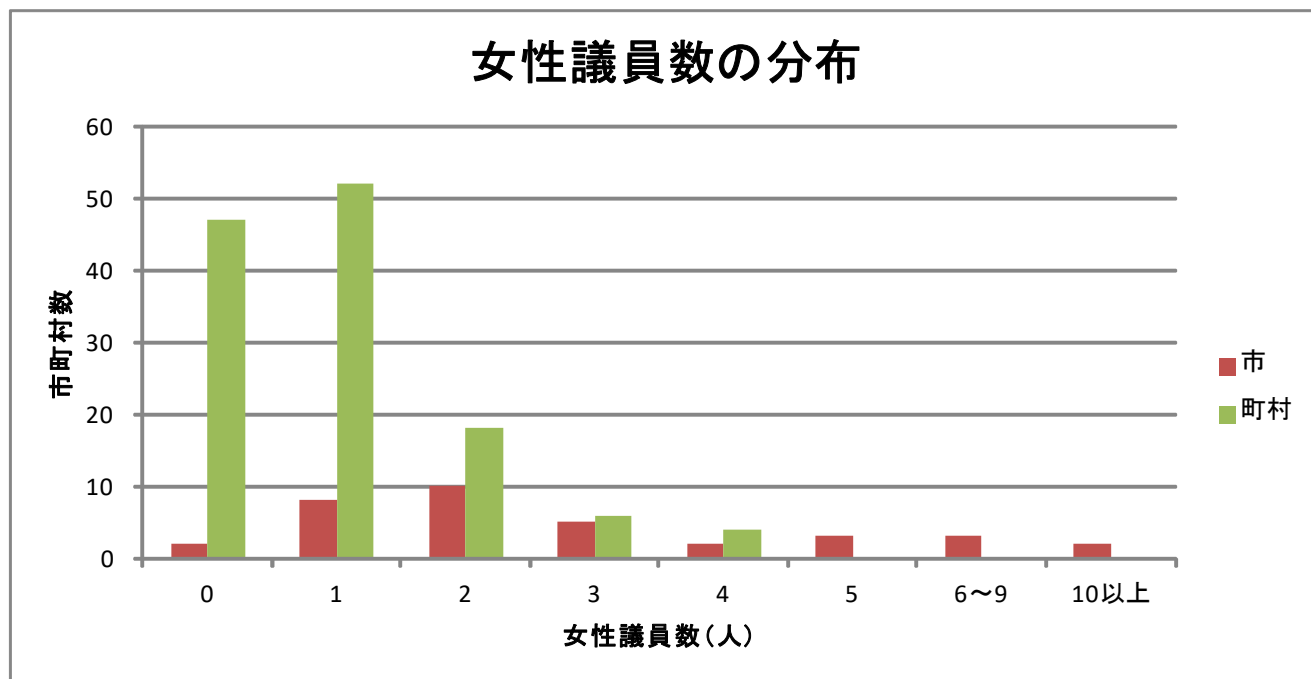


2 女性議員数

議員数	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
0人		2	三笠市、伊達市	5.7%	47		37.0%	49	30.1%
1人		8	岩見沢市、美唄市、芦別市、士別市、根室市、砂川市、歌志内市、北斗市	22.9%	52		41.0%	60	36.8%
2人		10	室蘭市、釧路市、夕張市、網走市、稚内市、赤平市、紋別市、名寄市、深川市、富良野市	28.5%	18		14.2%	28	17.2%
3人		5	北見市、苫小牧市、滝川市、恵庭市、石狩市	14.3%	6	余市町、奈井江町、佐呂間町、白老町、浦河町、音更町	4.7%	11	6.7%
4人		2	千歳市、登別市	5.7%	4	南幌町、美幌町、芽室町、幕別町	3.1%	6	3.7%
5人		3	小樽市、留萌市、北広島市	8.6%	0		0.0%	3	1.8%
6～9人	1	3	函館市、旭川市、帯広市	8.6%	0		0.0%	4	2.5%
10人以上		2	札幌市、江別市	5.7%	0		0.0%	2	1.2%
回答数 計	1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

(注) 女性議員数10人以上の議会 : 札幌市(17人)、江別市(10人)

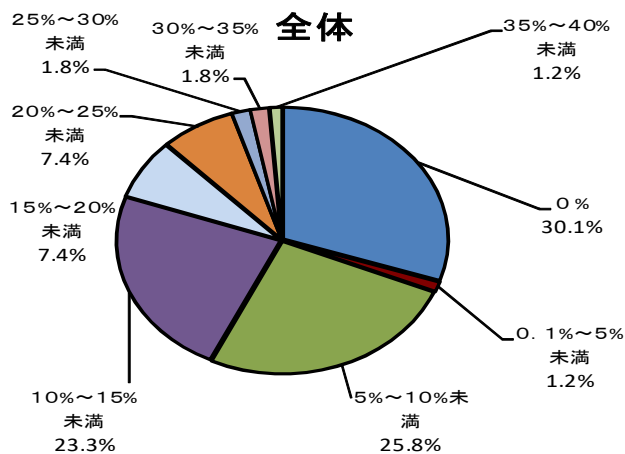
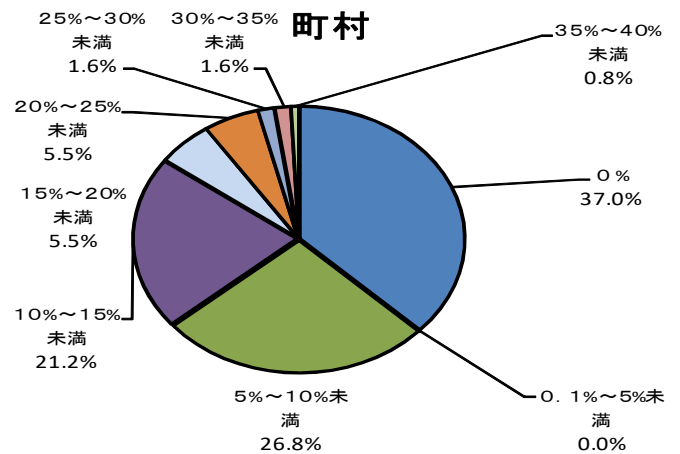
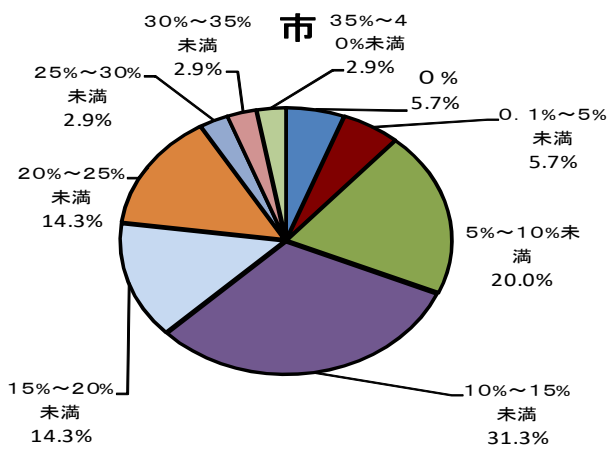
【グラフデータ】



2-2 女性議員比率(対定数)

女性議員比率	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
0%		2	三笠市、伊達市	5.7%	47		37.0%	49	30.1%
0.1%～5%未満		2	岩見沢市、北斗市	5.7%	0		0.0%	2	1.2%
5%～10%未満	1	7	室蘭市、釧路市、美瑛市、 芦別市、士別市、根室市、 砂川市	20.0%	34		26.8%	42	25.8%
10%～15%未満		11		31.3%	27		21.2%	38	23.3%
15%～20%未満		5	小樽市、旭川市、千歳市、 滝川市、登別市	14.3%	7	余市町、東川町、平取町、浦河町、 上士幌町、足寄町、白糠町	5.5%	12	7.4%
20%～25%未満		5	函館市、帯広市、夕張市、 赤平市、北広島市	14.3%	7	蘭越町、留寿都村、仁木町、津別町、 訓子府町、白老町、幕別町	5.5%	12	7.4%
25%～30%未満		1	札幌市	2.9%	2	美幌町、芽室町	1.6%	3	1.8%
30%～35%未満		1	留萌市	2.9%	2	奈井江町、佐呂間町	1.6%	3	1.8%
35%～40%未満		1	江別市	2.9%	1	南幌町	0.8%	2	1.2%
回答数 計	1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

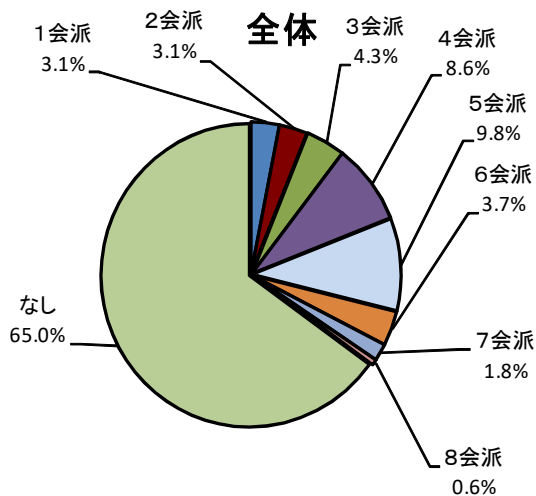
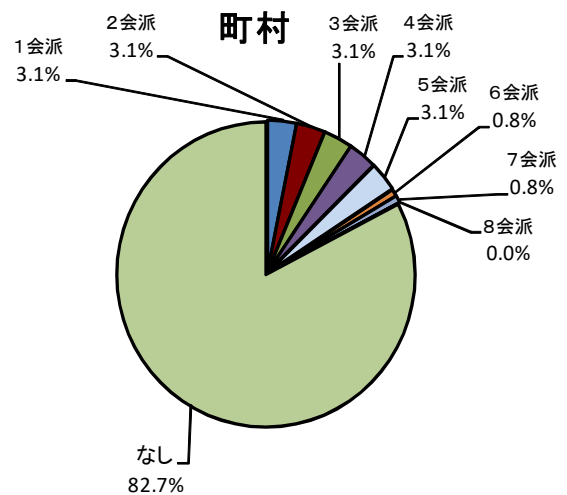
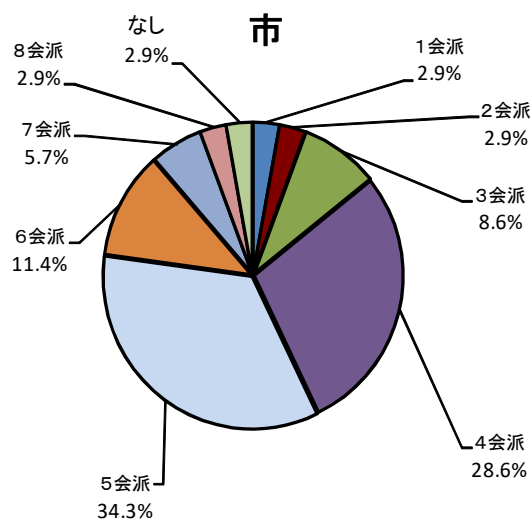
【グラフデータ】



3 会派

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	あり	1	34	97.1%		22	17.3%		57	35.0%
	内 訳									
	1会派		1	2.9%	夕張市	4	3.1%	寿都町、留寿都村、新冠町、広尾町	5	3.1%
	2会派		1	2.9%	三笠市	4	3.1%	長万部町、斜里町、遠軽町、釧路町	5	3.1%
	3会派		3	8.6%	芦別市、千歳市、滝川市	4	3.1%	江差町、黒松内町、浜頓別町、浦河町	7	4.3%
	4会派		10	28.6%		4	3.1%	当別町、七飯町、倶知安町、足寄町	14	8.6%
	5会派		12	34.3%		4	3.1%	余市町、白老町、音更町、幕別町	16	9.8%
	6会派	1	4	11.4%	帯広市、網走市、士別市、砂川市	1	0.8%	八雲町	6	3.7%
	7会派		2	5.7%	札幌市、釧路市	1	0.8%	新ひだか町	3	1.8%
	8会派		1	2.9%	北見市	0	0.0%		1	0.6%
2	なし	0	1	2.9%	歌志内市	105	82.7%		106	65.0%
回答数 計		1	35	100.0%		127	100.0%		163	100.0%

【グラフデータ】

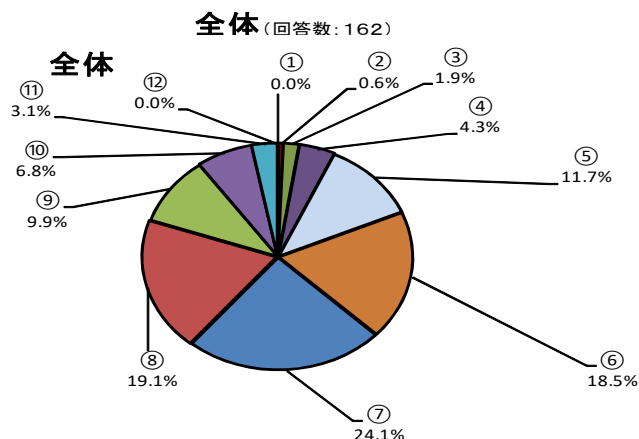
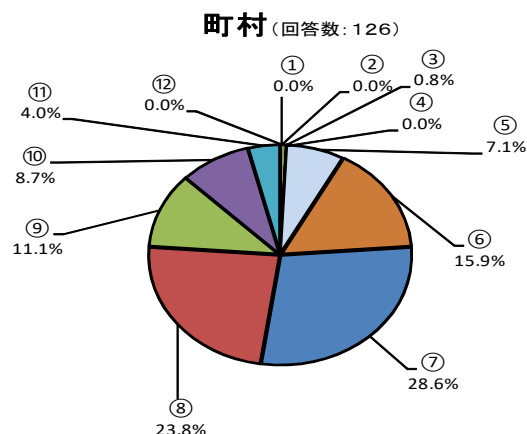
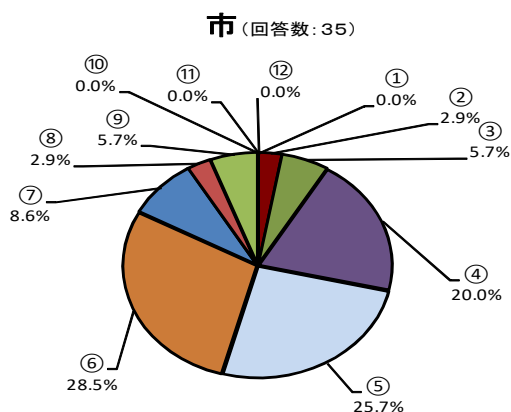


4 平均年齢

平均年齢	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
① 50歳未満		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
② 50～52歳未満		1	網走市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
③ 52～54歳未満		2	釧路市、苫小牧市	5.7%	1	京極町	0.8%	3	1.9%
④ 54～56歳未満		7	小樽市、旭川市、夕張市、稚内市、江別市、赤平市、深川市	20.0%	0		0.0%	7	4.3%
⑤ 56～58歳未満	1	9		25.7%	9		7.1%	19	11.7%
⑥ 58～60歳未満		10		28.5%	20		15.9%	30	18.5%
⑦ 60～62歳未満		3		8.6%	36		28.6%	39	24.1%
⑧ 62～64歳未満		1		2.9%	30		23.8%	31	19.1%
⑨ 64～66歳未満		2	芦別市、北斗市	5.7%	14	当別町、知内町、真狩村、共和町、仁木町、上川町、初山別村、むかわ町、新ひだか町、新得町、豊頃町、足寄町、浜中町、中標津町	11.1%	16	9.9%
⑩ 66～68歳未満		0		0.0%	11	松前町、鹿部町、比布町、占冠村、浜頓別町、津別町、訓子府町、湧別町、西興部村、豊浦町、本別町	8.7%	11	6.8%
⑪ 68～70歳未満		0		0.0%	5	上ノ国町、遠別町、礼文町、日高町、弟子屈町	4.0%	5	3.1%
⑫ 70歳以上		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
回答数 計	1	35		100.0%	126		87.3%	162	90.1%

回答数＝162

【グラフデータ】



【市／町村別議員平均年齢】

○35市の議員平均年齢 **57.24**

○126町村の議員平均年齢 **61.88**

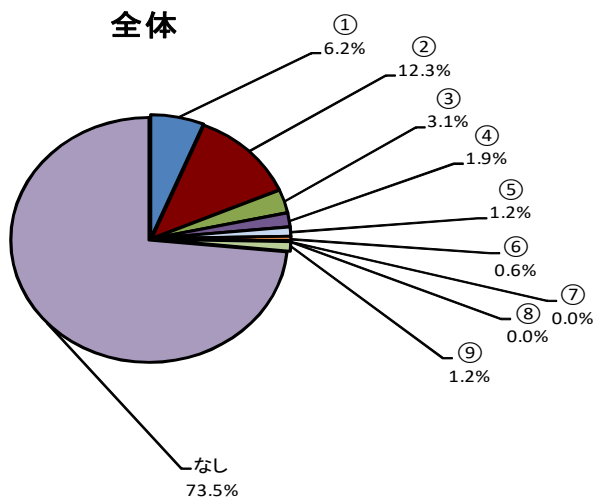
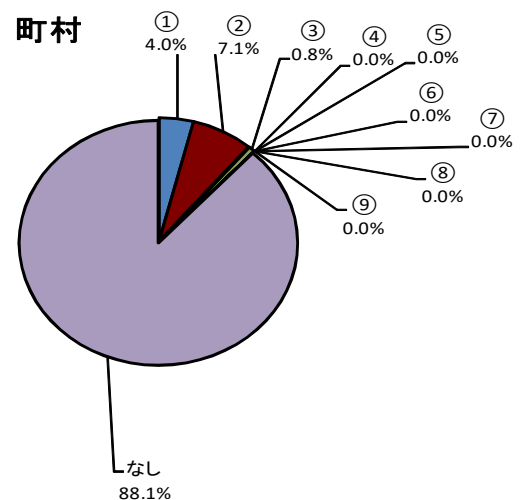
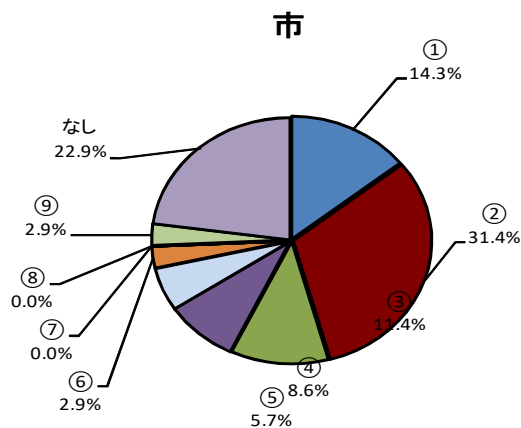
5 政務調査費(月額)

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	あり	1	27	77.1%		15	11.9%		43	26.5%
内 訳	① 1万円未満		5	14.3%	芦別市、三笠市、石狩市、根室市、千歳市	5	4.0%	福島町、長沼町、栗山町、東神楽町、音更町	10	6.2%
	② 1万円～2万円未満		11	31.4%		9	7.1%		20	12.3%
	③ 2万円～3万円未満		4	11.4%	室蘭市、網走市、苫小牧市、紋別市	1	0.8%	美幌町	5	3.1%
	④ 3万円～4万円未満		3	8.6%	帯広市、北見市、稚内市	0	0.0%		3	1.9%
	⑤ 4万円～5万円未満		2	5.7%	函館市、釧路市	0	0.0%		2	1.2%
	⑥ 5万円～10万円未満		1	2.9%	旭川市	0	0.0%		1	0.6%
	⑦ 10万円～15万円未満		0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%
	⑧ 15万円～20万円未満		0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%
	⑨ 20万円以上	1	1	2.9%	札幌市	0	0.0%		2	1.2%
2	なし		8	22.9%	夕張市、留萌市、美幌市、赤平市、士別市、歌志内市、富良野市、北斗市	111	88.1%		119	73.5%
回答数 計		1	35	100.0%		126	100.0%		162	100.0%

回答数＝162

(注) 政務調査費(月額)が20万円以上の議会：北海道(38万円)、札幌市(40万円)

【グラフデータ】



(注)9/12一部修正

Ⅲ 住民参加による地域課題の発見と共有

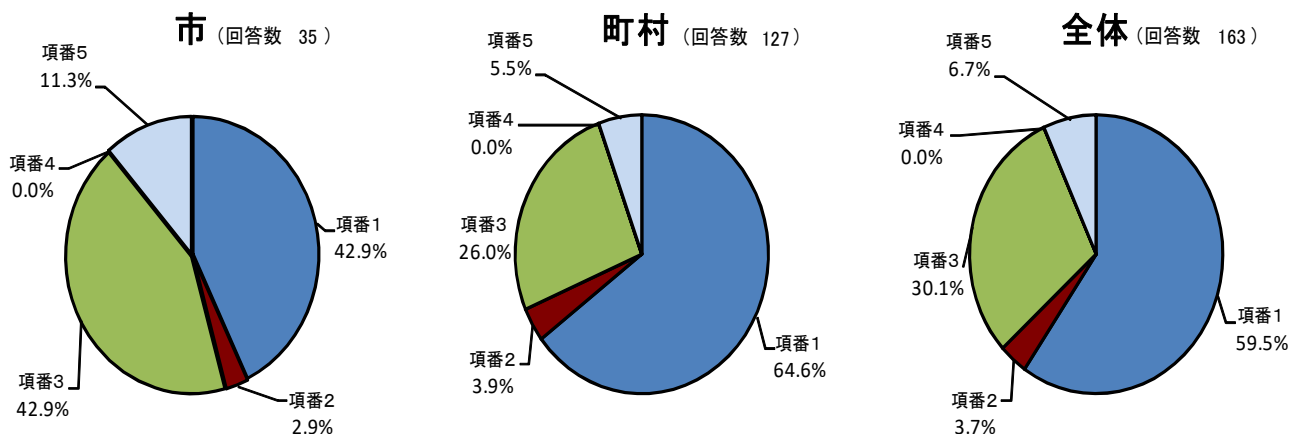
問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。

項番	内 容	道	市				町村				全体	比率
			比率	説明あり	自治体名	説明なし	比率	説明あり	自治体名	説明なし		
1	認めていない		15	42.9%	0	15	82	64.6%	2	80	97	59.5%
2	検討中		1	2.9%	0	1	5	3.9%	0	5	6	3.7%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている	1	15	42.9%	8	7	33	26.0%	6	27	49	30.1%
4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない		0	0.0%	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す		4	11.3%	2	2	7	5.5%	1	6	11	6.7%
回答数 計		1	35	100.0%	10	25	127	100.0%	9	118	163	100.0%

(注) 「説明あり」… H23.4～24.3の期間、請願又は陳情提出者による本会議又は委員会での直接説明の実績があるもの

【グラフデータ】



【コメント】

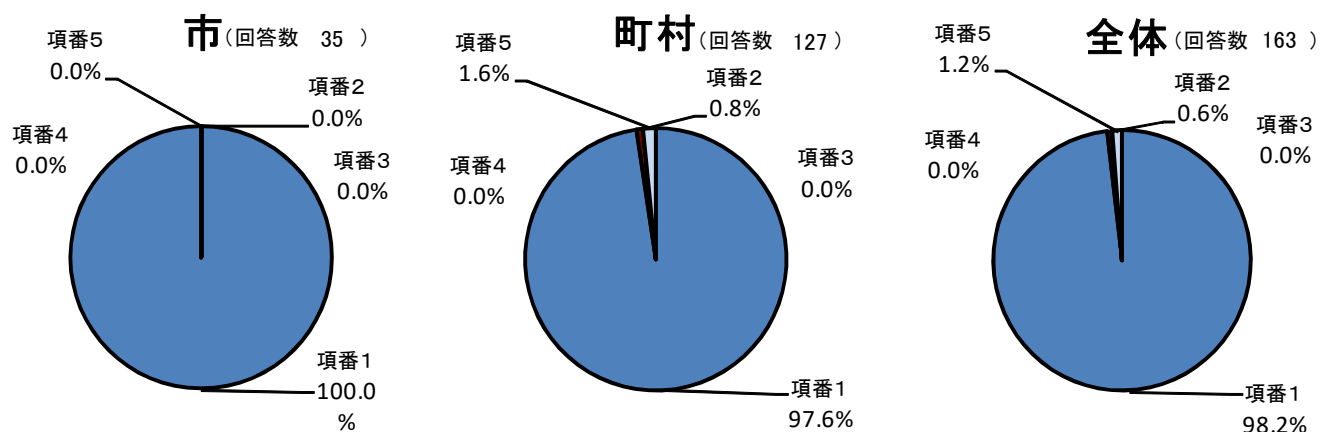
全体としては、「検討中」を含め、103(63.2%)の議会が請願・陳情提出者による提案説明を認めていない。何らかの形で提案説明を認めていると答えた議会は、市全体では19(54.2%)に上る一方、町村では40(31.5%)となった。回答の傾向としては、市町村共通で、条例規則の定めよりも、裁量又は申し合わせによって、提案説明を認めている割合が多い。また、北海道や札幌市のような大規模な議会も、裁量又は申し合わせによって認めている事が分かった。具体例としては、栗山町議会では議会基本条例によって、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない旨が定められている。また、名寄市議会では、参考人制度を活用して提案説明を行っている。

問2 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	認めていない	1	35		100.0%	124		97.6%	160	98.2%
2	検討中		0		0.0%	1		0.8%	1	0.6%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す		0		0.0%	2	福島町、鹿追町	1.6%	2	1.2%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

全体としては、「検討中」も含めると161(98.8%)の議会が認めていない。とりわけ市では、認めている議会はゼロという結果であった。また、検討中の議会も1つしかなく、傍聴者の発言は、大多数の議会では導入が進んでいない状況である。ただ、福島町議会と鹿追町議会が条例規則の規定に基づき、傍聴者の発言を認めている。

福島町議会の「議会への参画を奨励する規則」においては、「傍聴」という用語を「参画」と捉え直し、「会議においてその議論等を一方的に聴くだけでなく、議長の許可を受けて討議に参加することをいう」と定義した上で、参画の奨励を規定している。

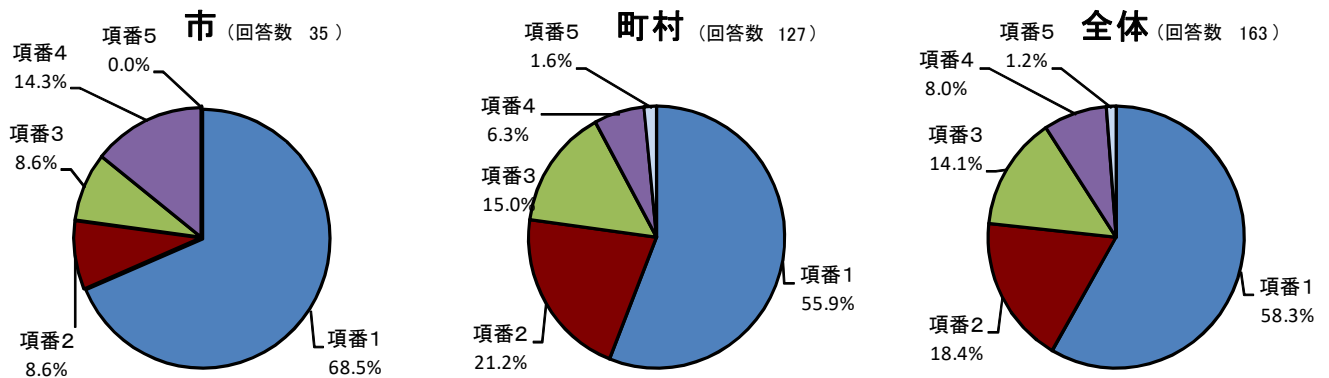
問3 住民との対話の場

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民と直接対話する場（地域課題を議会と住民が討議する場）を議会として設けていますか。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率
				比率	実施あり	自治体名	実施なし		比率	実施あり	自治体名	実施なし		
1	設けていない		24	68.5%				71	55.9%				95	58.3%
2	検討中		3	8.6%				27	21.2%				30	18.4%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接対話の場を設けている	1	3	8.6%	1	夕張市	2	19	15.0%	13	木古内町、森町、共和町、鷹栖町、下川町、美深町、幌延町、西興部村、白老町、むかわ町、新得町、芽室町、中標津町	6	23	14.1%
4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、直接対話の場を設けている		5	14.3%	4	旭川市、帯広市、三笠市、登別市	1	8	6.3%	7	知内町、今金町、栗山町、北竜町、豊浦町、鹿追町、白糠町	1	13	8.0%
5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、直接対話の場を設けている		0	0.0%	0		0	2	1.6%	2	福島町、美幌町	0	2	1.2%
回答数 計		1	35	100.0%	5		3	127	100.0%	22		7	163	100.0%

(注)「実施あり」… 項番3～5を選じた自治体において、H23.4～24.3の期間、住民との対話の場の実施があるもの

【グラフデータ】



【コメント】

全体としては、「検討中」も含めて125(76.7%)の議会では住民との直接対話の場が設けられていない。市、町村別に見た場合、対話の場が設けられているのは、市では8(22.9%)、町村は29(22.9%)である。ただし、設けられていない中でも、町村は、「検討中」の回答割合が大きい。

条例規則に定めがあり、かつ実績があったのは、市では帯広市議会・旭川市議会・三笠市議会・登別市議会であり、町村では白糠町をはじめとする7議会であった。また、申し合わせ等に基づき、実施実績がある議会は、美深町議会をはじめとする13議会であった。

具体例としては、幌延町議会においては、農業団体を対象とした「農業問題について」というテーマで、また、旭川市議会においては、市民を対象に「市民とともに歩む議会～あなたが議会に期待すること～」というテーマで、住民との対話の場を設けている。

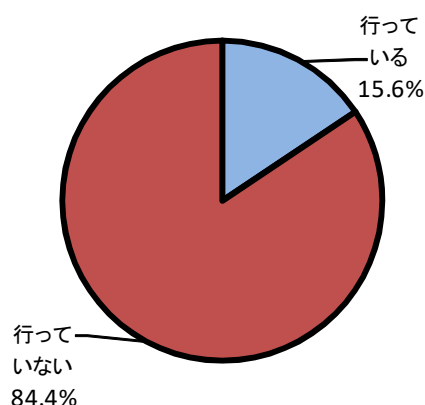
問3 補足設問2 議会主催による住民へのアンケート調査

H23. 4～24. 3の期間、議会主催による住民へのアンケート調査を行いましたか。

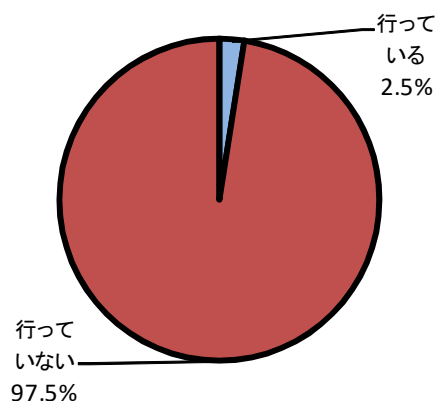
項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	行っている		5	釧路市、小樽市、士別市、登別市、石狩市	15.6%	3	知内町、仁木町、美幌町	2.5%	8	5.2%
2	行っていない	1	27		84.4%	118		97.5%	146	94.8%
回答数 計		1	32		100.0%	121		100.0%	154	100.0%

【グラフデータ】

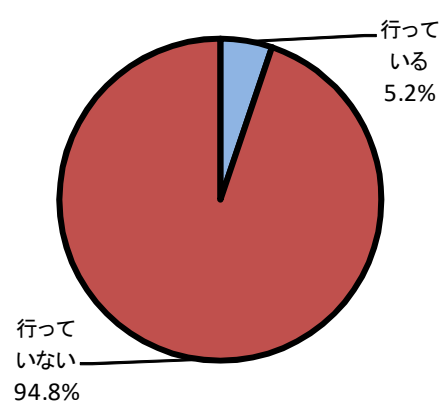
市（回答数 32）



町村（回答数 121）



全体（回答数 154）



【コメント】

アンケート実施の具体例としては、以下のようなものがあった。

- 釧路市：議会報告会出席者を対象に議会報告会に関するアンケート
- 小樽市：市職員による政治資金規正法違反事件について
- 士別市：議会基本条例
- 登別市：「議会フォーラム」参加者対象のアンケート
- 石狩市：議会報告会について
- 仁木町：議会傍聴者アンケート
- 美幌町：議会報告会及び意見交換会に関するアンケート

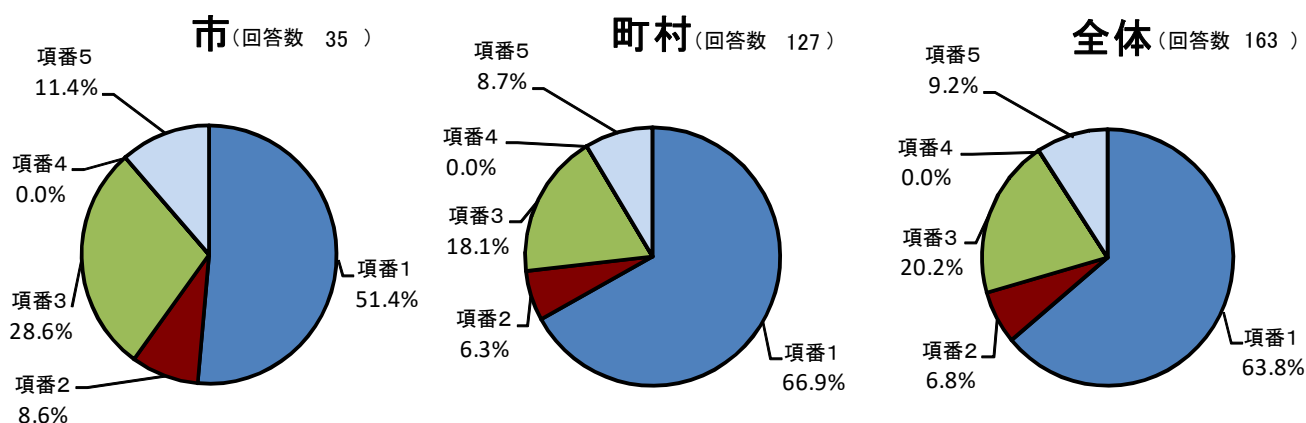
Ⅳ 議会内の討議と合意形成

問4 首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)

本会議又は委員会において、首長側提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	行っていない	1	18		51.4%	85		66.9%	104	63.8%
2	検討中		3		8.6%	8		6.3%	11	6.8%
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、自由討議を行っている		10		28.6%	23		18.1%	33	20.2%
4	条例規則の規定に基づき自由討議を行っているが、原則として議事録には残していない		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
5	条例規則の規定に基づき自由討議を行い、原則として議事録に残している		4	帯広市、士別市、名寄市、登別市	11.4%	11	福島町、知内町、今金町、栗山町、北竜町、和寒町、美幌町、豊浦町、白老町、鹿追町、足寄町	8.7%	15	9.2%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

全体としては、首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)については、導入している議会が48(29.4%)、「検討中」を含めて導入していない議会が115(70.6%)である。

導入している議会のうち、条例規則の規定に基づき行っているものは15(9.2%)、議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により行っているものは33(20.2%)である。

自由討議は、町村議会より市議会が割合的には若干先行している。また、市議会、町村議会ともに、条例規則に定める方法ばかりではなく、裁量や申し合わせによって運用されている事例も多い。

問4 補足設問1

H23.4～24.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①議会によって否決された議案の件数

件数	道	市		町村		全体	比率
		自治体名	比率	自治体名	比率		
0件	1	33	97.1%	116	96.7%	150	96.8%
1件		1	釧路市	3	妹背牛町、幌延町、新得町	4	2.6%
2件		0	0.0%	1	中頓別町	1	0.6%
3件以上		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答数 計	1	34	100.0%	120	100.0%	155	100.0%

回答数=155

②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案の件数

件数	道	市		町村		全体	比率
		自治体名	比率	自治体名	比率		
0件	1	33	97.1%	108	96.4%	142	96.6%
1件		1	芦別市	4	中頓別町、豊浦町、新得町、厚岸町	5	3.4%
2件		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3件以上		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答数 計	1	34	100.0%	112	100.0%	147	100.0%

回答数=147

問4 補足設問2

H23.4～24.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数

件数	道	市			町村			全体	比率
			自治体名	比率		自治体名	比率		
0件	1	25		73.5%	108		90.8%	134	87.0%
1件		6	帯広市、岩見沢市、芦別市、名寄市、富良野市、伊達市	17.6%	9	森町、八雲町、美瑛町、美深町、豊富町、遠軽町、新ひだか町、清水町、標茶町	7.6%	15	9.7%
2件		3	小樽市、旭川市、砂川市	8.9%	2	知内町、中頓別町	1.6%	5	3.3%
3件以上		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
回答数 計	1	34		100.0%	119		100.0%	154	100.0%

回答数=154

②可決された修正案の件数

件数	道	市			町村			全体	比率
			自治体名	比率		自治体名	比率		
0件	1	30		88.2%	112		94.1%	143	92.9%
1件		3	名寄市、富良野市、伊達市	8.8%	7	森町、八雲町、美瑛町、美深町、中頓別町、遠軽町、標茶町	5.9%	10	6.5%
2件		1	旭川市	3.0%	0		0.0%	1	0.6%
3件以上		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
回答数 計	1	34		100.0%	119		100.0%	154	100.0%

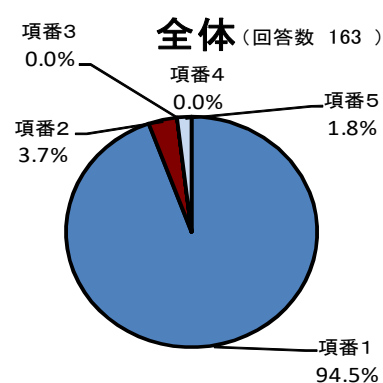
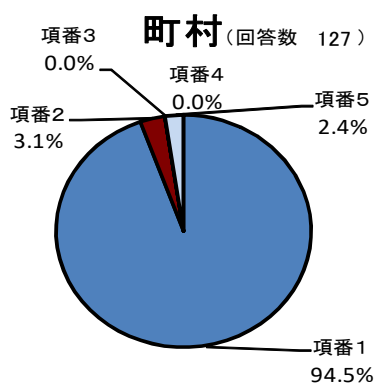
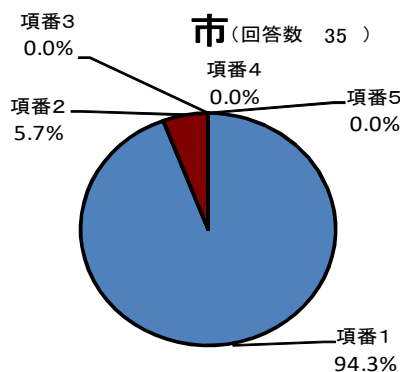
回答数=154

問5 調査機関又は附属機関の設置

調査機関又は附属機関を設置しての調査検討等を、議会として行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	設置していない	1	33		94.3%	120		94.5%	154	94.5%
2	検討中		2		5.7%	4		3.1%	6	3.7%
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
4	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員を含まない)を設置している		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
5	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員を含む)を設置している		0		0.0%	3	福島町、栗山町、鹿追町	2.4%	3	1.8%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

調査機関又は附属機関の設置については、設置している議会は福島町議会、栗山町議会、鹿追町議会の3議会のみである。これらはいずれも条例規則の規定に基づいて設置している。

全体として、道、市、町村を問わず、調査機関又は附属機関の設置がほとんど行われていないことがわかる。

なお、設置している議会の事例としては、

- ・福島町議会
適正な議員定数・報酬、議会基本条例の検証、議会費について(任期2年間の委員5人)
- ・栗山町議会
総合計画条例の検討
老人福祉施設の民営化について
- ・鹿追町議会
鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会(条例設置・公募町民5人で組織)
…議員定数・報酬、議会白書等について

といったものがある。

問5 補足設問1～3

補足設問1 H23.4～24.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を行った自治体

福島町 (総合計画(条例)に関する研修会)

補足設問2 H23.4～24.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行った実績

①公聴会 実績なし

②参考人

	自治体数	実績(回)
道	1	4
市	3	5
町村	10	10
計	14	19

【参考人招致実績】

北海道	泊発電所営業運転再開等に関する対応に関する件 プルサーマル計画に関するシンポジウム等への対応に関する件 「プルサーマル公開シンポジウム等に関する第三者委員会からの報告」に対する見解及び再発防止策等の件 平成12年の「道民のご意見を聴く会」に関する北海道電力の状況把握等の件
美唄市	美唄市体育センターの継続利用に関する陳情
紋別市	元市職員の不祥事の調査に関する特別委員会
名寄市	請願審査
七飯町	陳情書の願意確認
森町	町有地売り払い等調査特別委員会
妹背牛町	幼稚園存続のための補助金
愛別町	請願に関する招致
幌延町	特別会計決算審査
豊富町	付託請願審査のため
大空町	「議会基本条例策定特別委員会」での審議のため、自治基本条例(仮称)検討委員会正副委員長を招致
幕別町	陳情提出者の参考人招致
池田町	陳情に関する説明
厚岸町	意見書提出に関する内容説明

補足設問3 H23.4～24.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案の件数

	提出数	可決数
道	0	0
市	2	1
町村	21	19
計	23	20

【議員等提案条例の実績】

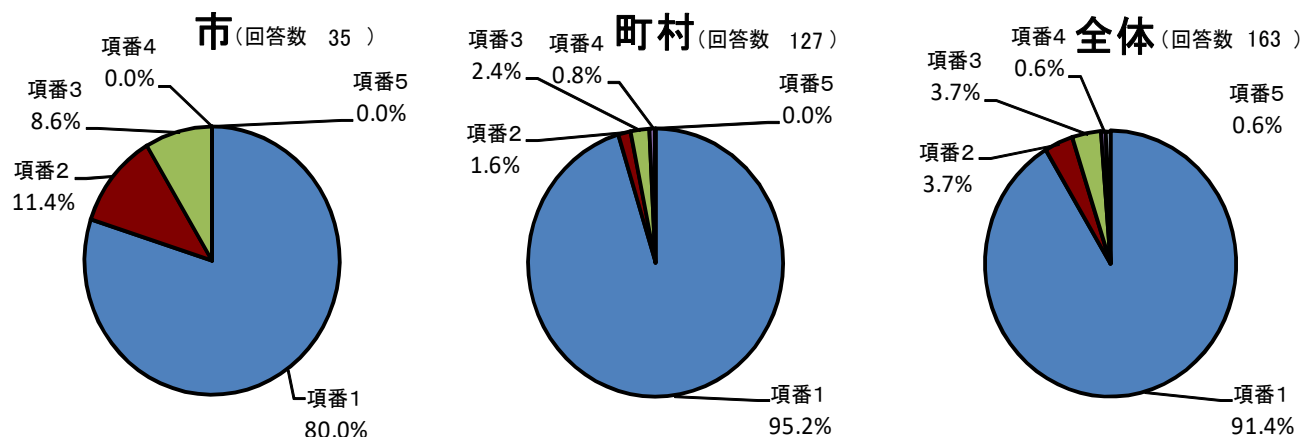
小樽市	小樽市住宅リフォーム助成条例
森町	森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定(減額条例)
せたな町	町長の専決処分事項の一部変更
喜茂別町	喜茂別町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例 喜茂別町議会会議規則の一部を改正する規則 喜茂別町議会の議決すべき事件を定める条例
奈井江町	専決処分事項の指定について
小平町	小平町議会の議決すべき事件を定める条例の制定 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の全部改正
中頓別町	中頓別町総合計画の策定等に関する条例
美幌町	美幌町議会会議規則の一部改正
訓子府町	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
白老町	議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例
日高町	地方自治法第96条2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例
中札内村	敬老祝金等条例の一部を改正する条例
池田町	議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例2件 池田町都市計画税条例を廃止する条例
白糠町	白糠町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	道	市		町村	自治体名		比率	全体	比率
				自治体名			比率			
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		28		80.0%	121		95.2%	149	91.4%
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		4		11.4%	2		1.6%	6	3.7%
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		3	小樽市、苫小牧市、三笠市	8.6%	3	余市町、苫前町、日高町	2.4%	6	3.7%
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0		0.0%	1	栗山町	0.8%	1	0.6%
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	0		0.0%	0		0.0%	1	0.6%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

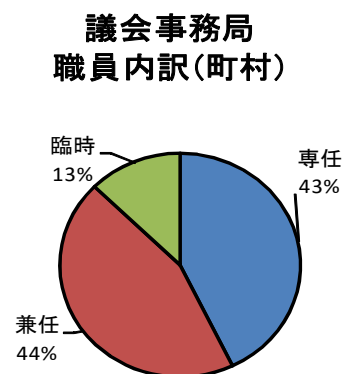
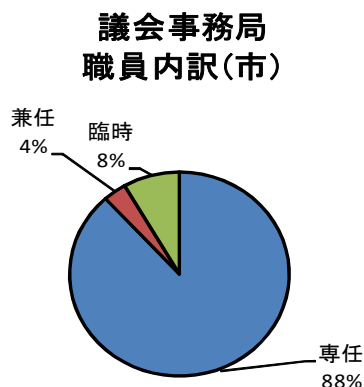
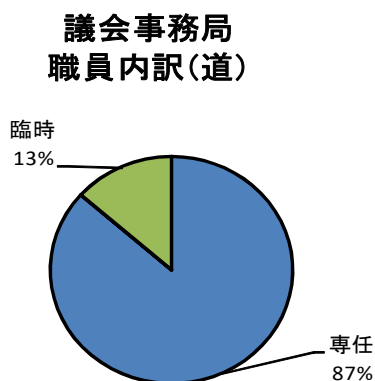
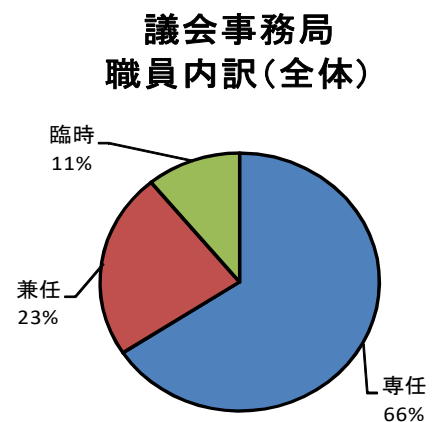
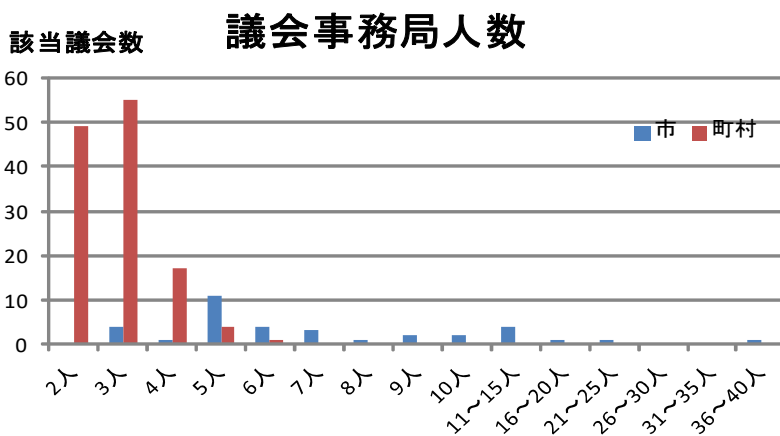
専任の調査担当職員を配置している議会は8議会(4.9%)にとどまる。
 北海道議会のほか、市では小樽市議会、苫小牧市議会、三笠市議会。町では栗山町議会、余市町議会、苫前町議会、日高町議会が専任の調査担当職員を配置している。
 また、独立した法務担当職員を配置している議会は、北海道議会(専任)、栗山町議会(町長部局兼任)のみである。

問6 補足設問 ①議会事務局の人数等

議会事務局職員数	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1人		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2人		0	0.0%	49	38.9%	49	30.3%
3人		4	11.4%	55	43.6%	59	36.4%
4人		1	2.9%	17	13.5%	18	11.1%
5人		11	31.4%	4	3.2%	15	9.3%
6人		4	11.4%	1	0.8%	5	3.1%
7人		3	8.5%	0	0.0%	3	1.9%
8人		1	2.9%	0	0.0%	1	0.6%
9人		2	5.7%	0	0.0%	2	1.2%
10人		2	5.7%	0	0.0%	2	1.2%
11～15人		4	11.4%	0	0.0%	4	2.5%
16～20人		1	2.9%	0	0.0%	1	0.6%
21～25人		1	2.9%	0	0.0%	1	0.6%
26～35人		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
36～40人		1	2.9%	0	0.0%	1	0.6%
41～80人		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
81～85人	1	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
回答数	1	35	100.0%	126	100.0%	162	100.0%

回答数=162

【グラフデータ】



問6 補足設問 ②図書購入額について(H23.4～24.3の期間)

図書購入費	道	市		町村		全体	
			比率		比率		比率
0万円		5	15.6%	8	6.9%	13	8.7%
1～10万円		17	53.1%	44	37.9%	61	40.9%
11～20万円		2	6.3%	36	31.0%	38	25.5%
21～30万円		3	9.4%	21	18.1%	24	16.1%
31～40万円		1	3.1%	2	1.7%	3	2.0%
41～50万円		1	3.1%	0	0.0%	1	0.7%
51～60万円		2	6.3%	2	1.7%	4	2.7%
61～70万円		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
71～80万円		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
81～90万円		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
91～100万円		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
100～万円	1	1	3.1%	3	2.6%	5	3.4%
回答数	1	32	100.0%	116	100.0%	149	100.0%

回答数=149

【コメント】

〔補足設問①:議会事務局の人数等〕

市の議会事務局は、5人の職員で運営されている議会が11(31.4%)で最も多い。町村の議会事務局は、3人が55(43.6%)、2人が49(38.9%)であり、大半を占めている。

また、道議会や市議会の議会事務局では、専任職員が85%以上を占めているのに対して、町村では専任職員は43%にとどまり、代わりに兼任職員が44%を占めている。

〔補足設問②:図書購入額〕

図書購入額に関しては、今回の調査の回答では議会によっては新聞代なども含まれているものがあつたため、正確には比較できないが、全体として30万円以下の議会が大層を占めている。

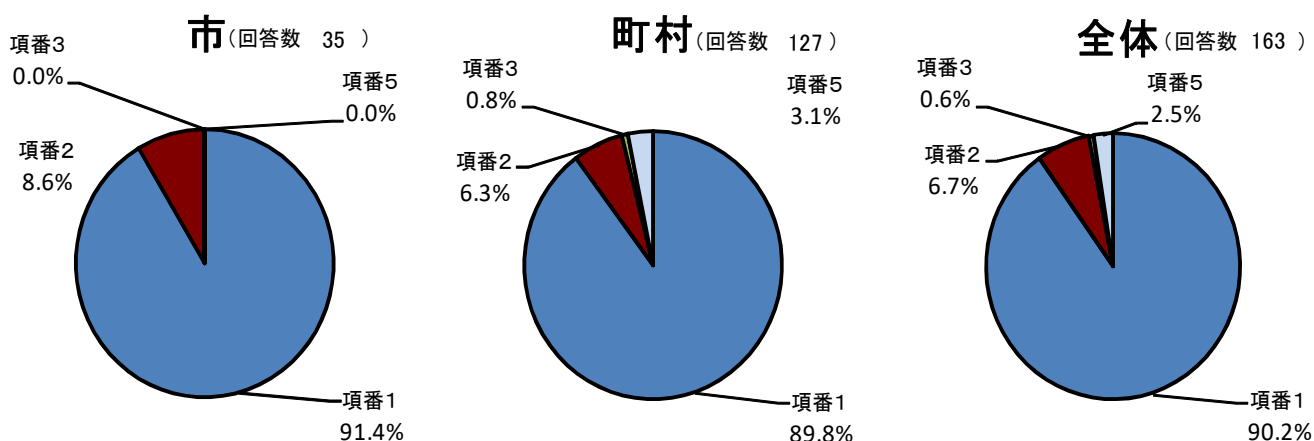
V 行政と議会の課題共有

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	実施していない	1	32		91.4%	114		89.8%	147	90.2%
2	実施について検討中		3		8.6%	8		6.3%	11	6.7%
3	議会の会期を年末(年度末)まで設定する議決により、実施している		0		0.0%	1	日高町	0.8%	1	0.6%
4										
5	議会基本条例等の規定により、議会の会期を通年としている		0		0.0%	4	福島町、森町、豊浦町、白老町	3.1%	4	2.5%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

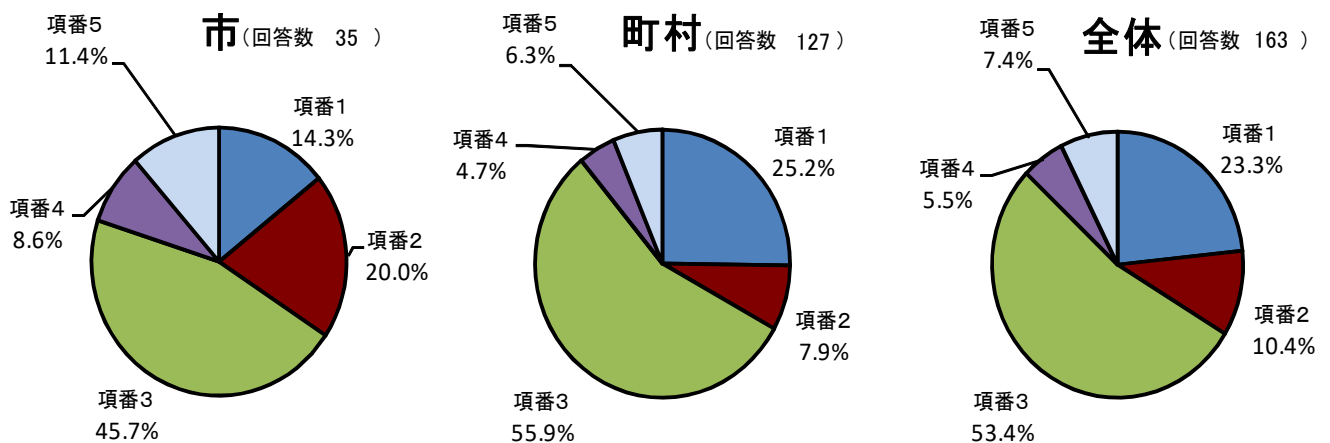
全体として、通年議会を実施している議会は5(3.1%)にとどまっている。
 市、町村別に見ると、市で通年議会を実施しているところはなく、「検討中」を選択したのも、3議会(帯広市議会、夕張市議会、根室市議会)にとどまる。
 町村においても、全体の9割近い114議会が実施していないが、「検討中」と回答した議会が8に上るほか、議決により実施しているのが1議会(日高町議会)、議会基本条例等の規定により実施しているのが4議会(福島町議会、森町議会、豊浦町議会、白老町議会)あり、道内においては、町村議会における取り組みが先行していることが伺える。

問8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。

項番	内 容	道	市	町村		全体	比率			
				自治体名	比率					
1	導入していない	1	5		14.3%	32	25.2%	38	23.3%	
2	導入を検討中		7		20.0%	10	7.9%	17	10.4%	
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、一問一答方式を導入している		16		45.7%	71	55.9%	87	53.4%	
4	条例規則の規定に基づき、一般質問又は代表質問のいずれかで導入している		3	釧路市、帯広市、登別市	8.6%	6	知内町、八雲町、和寒町、美幌町、浜中町、羅臼町	4.7%	9	5.5%
5	条例規則の規定に基づき、一般質問及び代表質問で導入している		4	士別市、名寄市、三笠市、北広島市	11.4%	8	福島町、今金町、栗山町、北竜町、占冠村、足寄町、白糠町、標津町	6.3%	12	7.4%
回答数 計		1	35		100.0%	127	100.0%	163	100.0%	

【グラフデータ】



【コメント】

一問一答方式については、導入済みの議会が108(66.3%)、導入を検討している議会も17(10.4%)と、全道的に取り組みが進んでいる状況が伺える。
このうち、議長の裁量又は申し合わせなどを根拠に導入している議会が87(53.4%)であるのに対し、条例・規則の規定に基づき導入している議会は21(12.9%)と、一部にとどまっている。

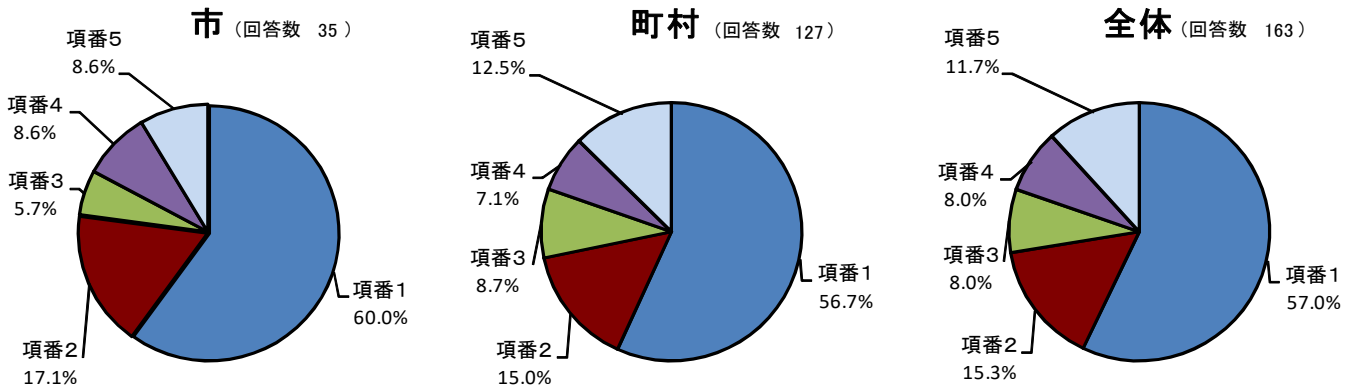
問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問を認めていますか。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率
				比率	実績あり	自治体名	実績なし		比率	実績あり	自治体名	実績なし		
1	認めていない		21	60.0%				72	56.7%				93	57.0%
2	検討中		6	17.1%				19	15.0%				25	15.3%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問を認めている		2	5.7%	0	#REF!	2	11	8.7%	3	七飯町、中頓別町、豊頃町	8	13	8.0%
4	条例規則の規定に基づき、内容を限定して、反問を認めている	1	3	8.6%	1	#REF!	2	9	7.1%	3	豊浦町、日高町、芽室町	6	13	8.0%
5	条例規則の規定に基づき、内容を限定せずに、反問を認めている		3	8.6%	1	#REF!	2	16	12.5%	0	#REF!	16	19	11.7%
回答数 計		1	35	100.0%	2		6	127	100.0%	6		30	163	100.0%

(注)「実施あり」… 項番3～5を選択した自治体において、H23.4～24.3の期間、反問実績があるもの

【グラフデータ】



【コメント】

反問権については、反問権を認めていない議会が93(57.0%)に上るが、一方で、反問権を認めている議会が45(27.7%)、「検討中」と回答した議会が25(15.3%)と、全体として、導入が進みつつある傾向が伺える。特に、認めている議会の内訳を見ると、申し合わせ等により認めているものが13(8%)、条例・規則の規定に基づき、内容を限定して認めているものが13(8%)、条例・規則の規定に基づき、内容を限定せずに認めているものが19(11.7%)と、実施方法が拮抗しており、各議会の実情に合わせた導入が進んでいることが伺える。一方で、反問権を認めている議会の中で、行使した実績があるものは8議会にとどまっている。例えば、町村議会においては、反問権を認めている36議会のうち16議会が条例・規則の規定に基づき、内容を限定せずに認めているが、行使実績は0件となっているなど、制度の有効活用について課題を伺わせる結果となっている。

【反問権行使の実例】

名寄市	予算審議特別委員会審査中において反問(市長等のうち部長から)
登別市	定例会本会議の一般質問において、議員の質問に対し市長が反問した例がある。
七飯町	質問の内容確認
中頓別町	質問の趣旨確認
豊浦町	H24.3月予算審査特別委員会において、委員の質問中の「期間」とは、具体的に何年(何ヶ月)なのかを確認
日高町	ダムに頼らない治水対策の方法について、そのように考えているか。
芽室町	一般質問の際に、議員の質問意図を明確にするために町長が行使
豊頃町	質問内容の再確認を行った。

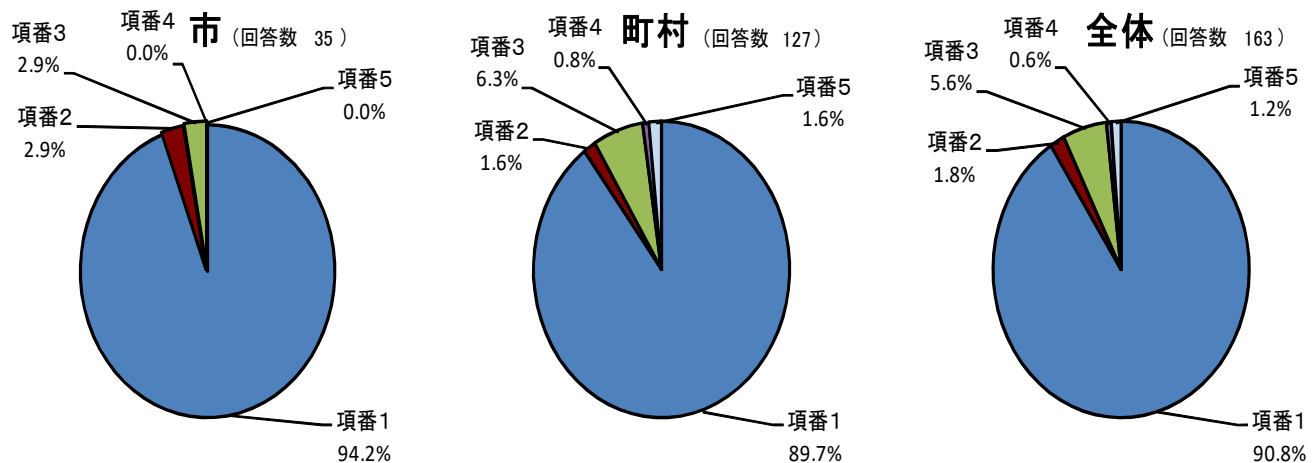
問10 議会と執行部間の政策討論の場

本会議、常任(特別)委員会以外に、地域課題を議会と執行部が共有し討議するために、特別な政策討論の場を設置していますか。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率
				比率	公開あり	自治体名	公開なし		比率	公開あり	自治体名	公開なし		
1	設置していない	1	33	94.2%				114	89.7%				148	90.8%
2	設置を検討中		1	2.9%				2	1.6%				3	1.8%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討論の場を設置している。		1	2.9%	0		1	8	6.3%	2	幌加内町、えりも町	6	9	5.6%
4	条例規則の規定に基づき、政策討論の場を設置しているが、原則として議事録には残していない		0	0.0%	0		0	1	0.8%	1	日高町	0	1	0.6%
5	条例規則の規定に基づき、政策討論の場を設置しており、原則として議事録に残している		0	0.0%	0		0	2	1.6%	2	栗山町、豊浦町	0	2	1.2%
回答数 計		1	35	100.0%	0		1	127	100.0%	5		6	163	100.0%

(注)「公開あり」… 項番3～5を選択したもののうち、政策討論の場を原則公開としているもの。

【グラフデータ】



【コメント】

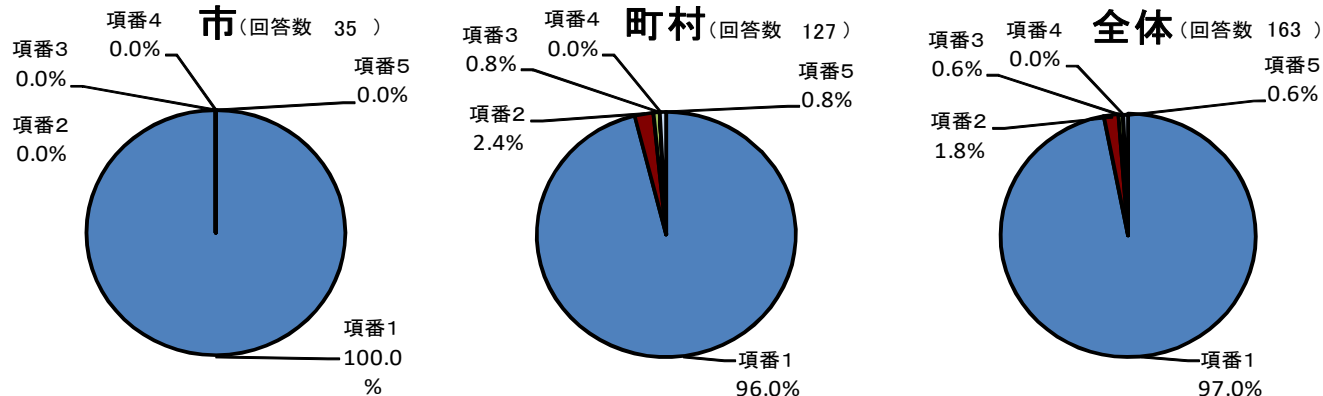
議会と執行部間の政策討論の場については、「検討中」を含め、設置していない議会が151(92.6%)を占め、一方で、何らかの形で政策討論の場を設置していると回答した議会は12(7.4%)であった。
 申し合わせなどにより政策討論の場を設置している議会は9で、うち幌加内町議会とえりも町議会のみが政策討論の場を原則公開としている。条例規則の規定に基づき、政策討論の場を設置しているのは3議会(日高町議会、栗山町議会、豊浦町議会)であった。また、この3議会はいずれも政策討論の場を原則公開としている。
 なお、政策討論の場の例としては、政策懇話会(夕張市議会)や政策討議演習会(日高町議会)などがある。

問11 議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

議会が評価主体となる組織的な取り組みにより、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名		比率	町村	自治体名		比率	全体	比率
1	評価は行っていない	1	35			100.0%	122			96.0%	158	97.0%
2	検討中		0			0.0%	3			2.4%	3	1.8%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策評価、施策評価、事務事業評価を行っている		0			0.0%	1	森町		0.8%	1	0.6%
4	条例規則の規定に基づき、政策評価、施策評価、事務事業評価のいずれかを対象にして行っている		0			0.0%	0			0.0%	0	0.0%
5	条例規則の規定に基づき、政策評価、施策評価、事務事業評価のすべてを対象にして行っている		0			0.0%	1	福島町		0.8%	1	0.6%
回答数 計		1	35			100.0%	127			100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

議会が評価主体となる事務事業評価等の実施については、「検討中」を含め、評価を行っていない議会は161(98.8%)を占め、殆ど実施されていない。

何らかの形で評価を行っているとしたのは、2議会(森町議会、福島町議会)のみであった。

このうち、申し合わせなどにより、政策評価、施策評価、事務事業評価を行っていると回答した森町議会では、「3つの常任委員会ごとに事業評価を行ない、それを纏めて町当局に提言」しているとのことである。

また、条例規則の規定に基づき、政策評価、施策評価、事務事業評価のすべてを対象にして行っていると回答した福島町議会(議会基本条例に基づく)における内容は、以下のとおりである。「町が第三者評価した事業をさらに各常任委員会ごとに評価を決定し、議会だより、ホームページで公表。議会のチェック機能の強化と翌年度事業(予算)へ反映することを目的としている。」(H22年度30事業、H23年度32事業)

(注)問12は削除

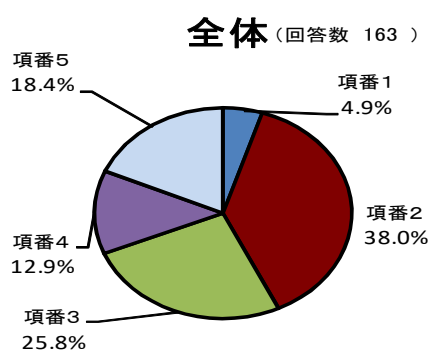
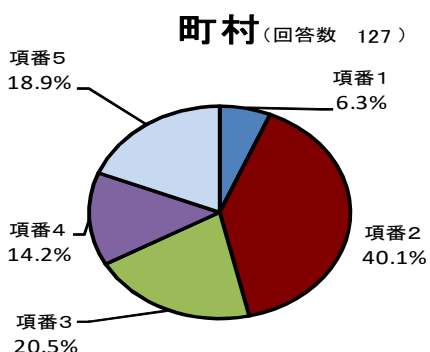
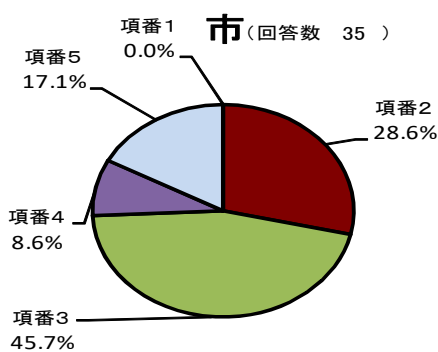
VI 住民説明

問14 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文(議案書)や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料(議案説明資料、委員会資料等)を提供(貸与を含む。)していますか(H23.4～24.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率
					比率			比率		
1	傍聴者への資料提供は行っていない		0		0.0%	8		6.3%	8	4.9%
2	傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している	1	10		28.6%	51		40.1%	62	38.0%
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している		16		45.7%	26		20.5%	42	25.8%
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		3	根室市、富良野市、伊達市	8.6%	18	江差町、ニセコ町、南幌町、奈井江町、秩父別町、北竜町、当麻町、美深町、訓子府町、滝上町、大空町、厚良町、新ひだか町、新得町、更別村、陸別町、標茶町、弟子屈町	14.2%	21	12.9%
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		6	小樽市、帯広市、北見市、紋別市、名寄市、北斗市	17.1%	24	松前町、福島町、知内町、七飯町、栗山町、美瑛町、和寒町、初山別村、幌延町、美幌町、津別町、佐呂間町、白老町、安平町、様似町、えりも町、芽室町、大樹町、幕別町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町	18.9%	30	18.4%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

傍聴者への資料提供については、資料提供は行っていないと回答した議会は8議会(4.9%、すべて町村議会)のみであり、大半の議会が何らかの資料提供を行っている。

資料提供の形態については、市議会では「議員に配布されている資料の一部を提供している」を選択した議会が16(45.7%)と最も多く、次いで「傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している」が10(28.6%)と多いのに対し、町村議会では、「傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している」を選択した議会が51(40.1%)と最も多く、市と町村で資料提供の形態にも違いが出ている。

また、「傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している」と回答した議会も、30(18.4%)に上った。

(注)問13は削除

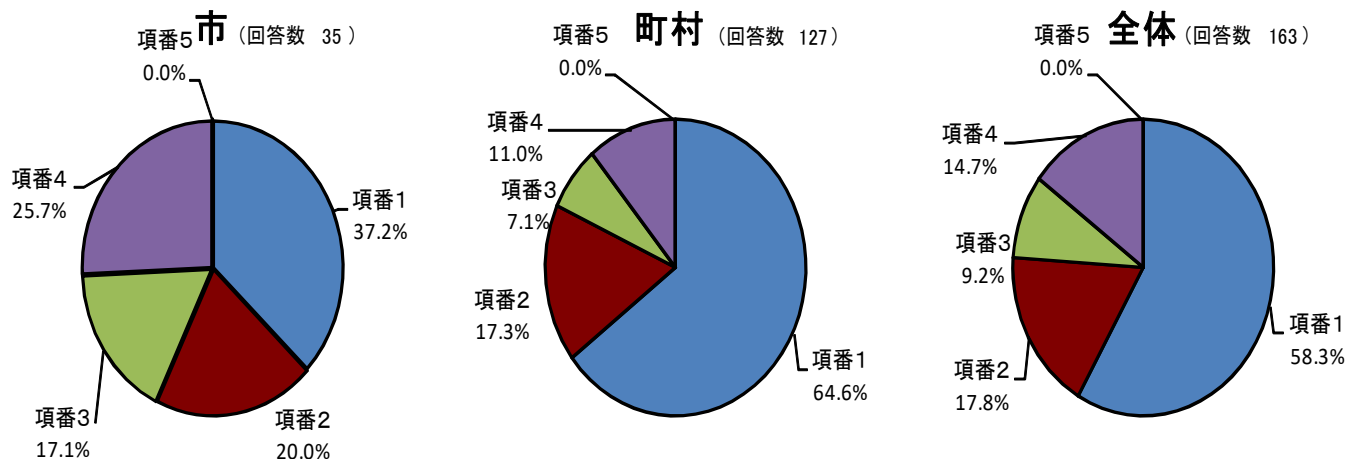
問15 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H23.4～24.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率
				比率	配信あり	自治体名	配信なし		比率	配信あり	自治体名	配信なし		
1	行っていない		13	37.2%	0		13	82	64.6%	1		81	95	58.3%
2	検討中		7	20.0%	1		6	22	17.3%	0		22	29	17.8%
3	本会議のみライブ中継を行っている		6	17.1%	5	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市	1	9	7.1%	5	長沼町、美幌町、むかわ町、新ひだか町、芽室町	4	15	9.2%
4	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている	1	9	25.7%	8	札幌市、帯広市、苫小牧市、名寄市、千歳市、登別市、恵庭市、北広島市	1	14	11.0%	11	福島町、黒松内町、栗山町、壮瞥町、厚真町、安平町、上士幌町、清水町、幕別町、池田町、足寄町	3	24	14.7%
5	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている		0	0.0%	0		0	0	0.0%	0		0	0	0.0%
回答数 計		1	35	100.0%	14		21	127	100.0%	17		110	163	100.0%

(注)「配信あり」… H23.4～24.3の期間、オンデマンド配信を行っているもの

【グラフデータ】



【コメント】

会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継については、全体では、ライブ中継が未実施(検討中を含む)なのは、124議会(76.1%)で、何らかのライブ中継を行っている議会は39(23.9%)である。なお、本会議及びすべての委員会のライブ中継を行っている議会は0件であった。

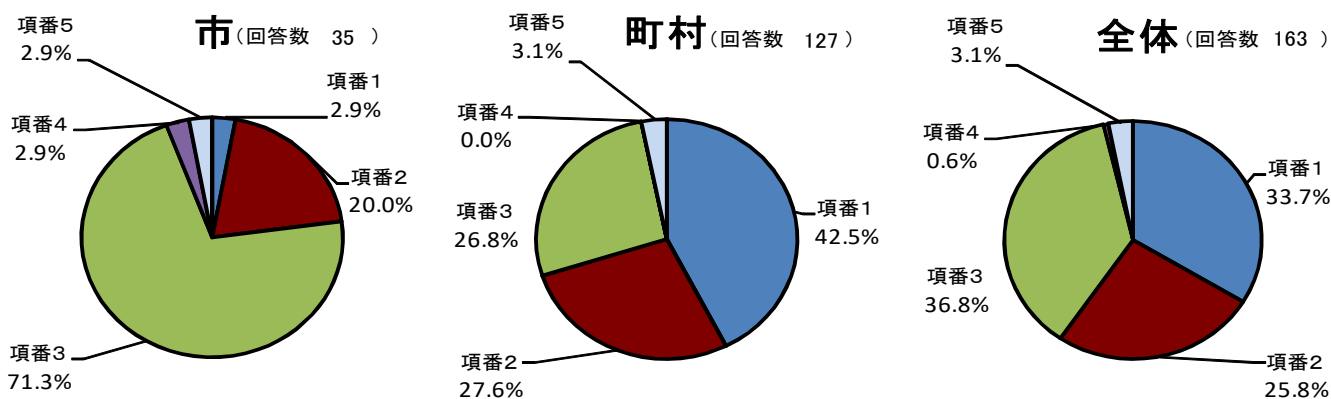
市、町村別では、市議会では、未実施が20議会(57.2%)なのに対し、町村議会では、104議会(81.9%)となっており、町村議会は市議会よりもライブ中継導入がやや遅れている現状が見て取れる。

問16 議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H23.4～24.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		1		2.9%	54		42.5%	55	33.7%
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		7		20.0%	35		27.6%	42	25.8%
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる	1	25		71.3%	34		26.8%	60	36.8%
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、委員会等での審議前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		1	恵庭市	2.9%	0		0.0%	1	0.6%
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		1	士別市	2.9%	4	福島町、木古内町、江差町、安平町	3.1%	5	3.1%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

議会日程等の広報については、ホームページで一切広報していない議会は55議会(33.7%)であり、約三分の二の議会でホームページを通じた何らかの広報が行われている。

一方、市、町村別では、一切広報していない議会は、市議会が1(2.9%)なのに対し、町村議会では54(42.5%)となっており、町村議会のホームページでの広報は、市議会に比べて遅れていることが分かった。

ただし、ホームページで広報を行っていない議会の中でも、ホームページ以外の手段で広報を行っている例はあり、例えば、西興部村議会では全村対応のCATVで事前予告が行われている。

また、豊浦町議会では、ホームページでの議会日程・内容の事前予告に加えて、新聞折込チラシで開催1～2日前に「議会開催のお知らせ」を町内に配布し、審議事件名や一般質問等の内容を予告している。

問17 議案に対する賛否の公開

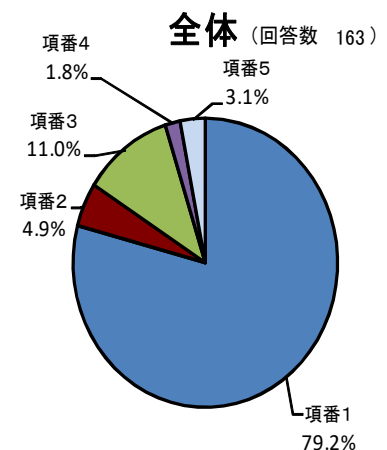
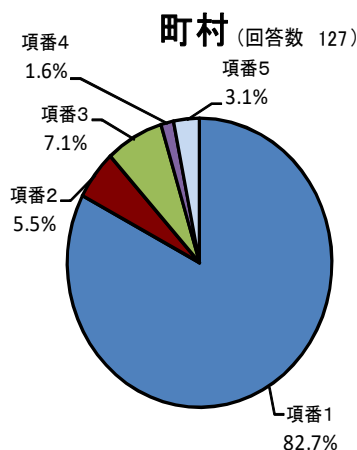
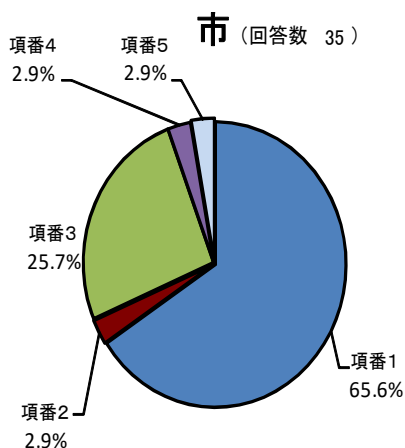
起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

項番	内 容	道	市				町村				全体	比率
				比率	議員個別	自治体名	会派単位	比率	議員個別	自治体名		
1	議案に対する賛否は公開していない	1	23	65.6%				105	82.7%		129	79.2%
2	検討中		1	2.9%				7	5.5%		8	4.9%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		9	25.7%	3	帯広市、稚内市、恵庭市	6	9	7.1%	9 当別町、占冠村、白老町、厚真町、清水町、芽室町、池田町、浦幌町、厚岸町	0	18 11.0%
4	条例規則の規定に基づき、重要議案についてのみ、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		1	2.9%	1	三笠市	0	2	1.6%	1 鹿追町	0	3 1.8%
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		1	2.9%	1	登別市	0	4	3.1%	4 福島町、今金町、栗山町、足寄町	0	5 3.1%
回答数 計		1	35	100.0%	5		6	127	100.0%	14	0	163 100.0%

(注)「議員個別」… 項番3～5を選択した自治体において、賛否の公開を各議員単位に行っているもの

(注)「会派単位」… 項番3～5を選択した自治体において、賛否の公開を会派単位に行っているもの

【グラフデータ】



【コメント】

議案に対する賛否の公開状況については、賛否は公開していない(検討中を含む)議会が137(84.1%)、一方、何らかの形で公開している議会が26(15.9%)となっている。

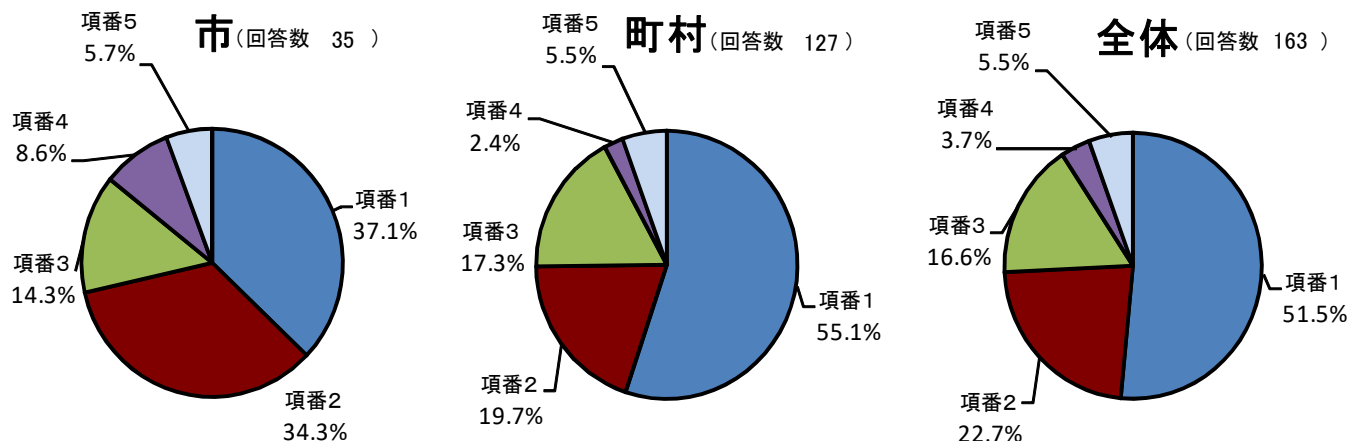
市、町村別では、何らかの形で賛否を公開している議会が、市議会では11(31.5%)であるのに対して、町村議会では15(11.8%)にとどまっている。

問18 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場(議会報告会等)を議会として設けていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	設けていない	1	13		37.1%	70		55.1%	84	51.5%
2	検討中		12		34.3%	25		19.7%	37	22.7%
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を設けている		5	夕張市、美唄市、赤平市、富良野市、石狩市	14.3%	22		17.3%	27	16.6%
4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、議会報告会等を設けている		3	釧路市、帯広市、三笠市	8.6%	3	知内町、今金町、鹿追町	2.4%	6	3.7%
5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、議会報告会等を設けている		2	士別市、名寄市	5.7%	7	福島町、栗山町、北竜町、和寒町、美幌町、豊浦町、足寄町	5.5%	9	5.5%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

議会の審議結果状況の報告の場については、全体としては、設けていない(検討中を含む)議会が121(74.2%)なのに対し、何らかの形で議会の審議結果状況の報告の場を設けている議会は、42(25.8%)となっている。

VII その他

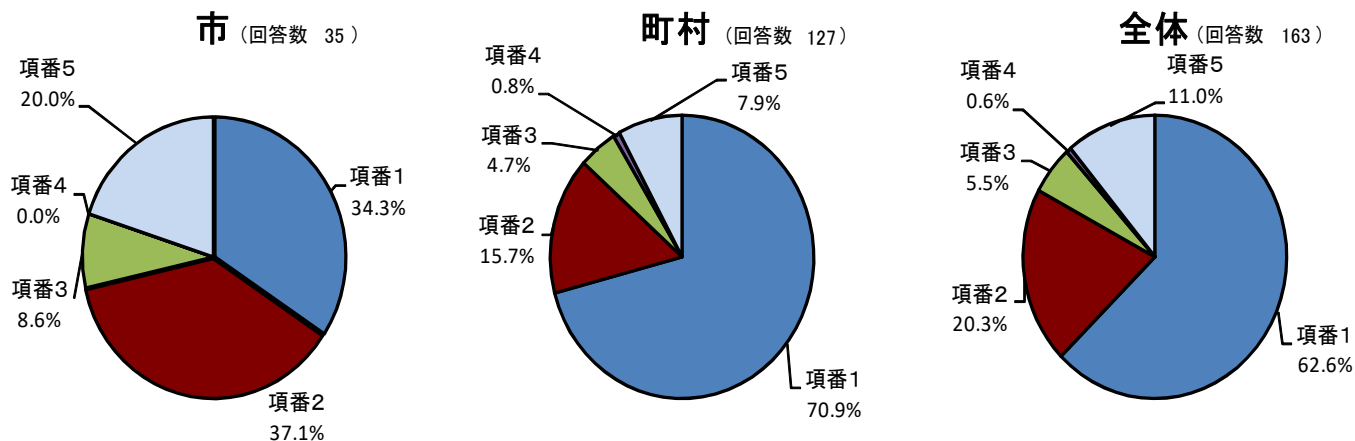
問19 議会基本条例の検討状況

議会基本条例の制定を予定していますか。

項番	内 容	道	市					町村					全体	比率
				比率	住民参加有	自治体名	住民参加無		比率	住民参加有	自治体名	住民参加無		
1	今のところ、条例制定の予定はない		12	34.3%				90	70.9%				102	62.6%
2	条例を制定するか否かを検討中		13	37.1%				20	15.7%				33	20.3%
3	制定の方針で、条例の制定作業に着手している		3	8.6%	0		3	6	4.7%	2	むかわ町、浦幌町	4	9	5.5%
4	条例素案を策定済みで、近い将来に制定を予定している		0	0.0%	0		0	1	0.8%	0		1	1	0.6%
5	既に条例を制定している	1	7	20.0%	5	旭川市、帯広市、士別市、名寄市、登別市	2	10	7.9%	3	福島町、和寒町、鹿追町	7	18	11.0%
回答数 計		1	35	100.0%	5		5	127	100.0%	5		12	163	100.0%

(注) 「住民参加有」… 項番3～5を選択した自治体において、議会基本条例の制定を検討する場合(委員会等)に、住民参加の機会が設けられている(いた)もの

【グラフデータ】



【コメント】

議会基本条例の検討状況では、全体としては、102議会(62.6%)が「今のところ、条例制定の予定はない」としている。一方で、制定するか否かを検討中の議会は33(20.3%)、制定の方針で検討している議会が10(6.1%)に上る。既に制定済みの議会が18議会あるが、道議会のほか、市、町村別では、市議会が7(20%)なのに対し、町村議会では10(7.9%)となっている。

〔参考：議会基本条例制定議会〕

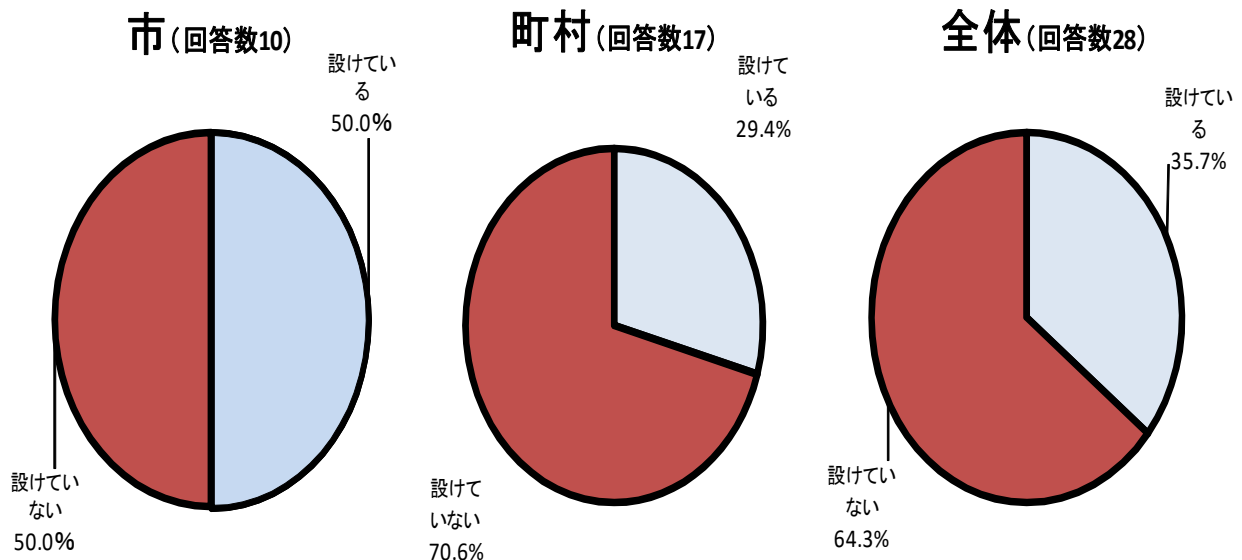
北海道、旭川市、帯広市、三笠市、士別市、名寄市、登別市、釧路市、福島町、和寒町、鹿追町、栗山町、今金町、知内町、白糠町、豊浦町、北竜町、足寄町

問19 補足設問 議会基本条例制定を検討する場への住民参加の有無

問19で項番3～5を選択した議会は、議会基本条例の制定を検討する場(委員会等)に、住民参加の機会が設けられていますか(いましたか)。

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	設けている		5	旭川市、帯広市、士別市、名寄市、登別市	50.0%	5	福島町、和寒町、鹿追町、むかわ町、浦幌町	29.4%	10	35.7%
2	設けていない	1	5		50.0%	12		70.6%	18	64.3%
回答数 計		1	10		100.0%	17		100.0%	28	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

議会基本条例の制定を検討する場への住民参加については、以下のような例がある。

- ①旭川市 : 市民アンケート及び市民説明会の実施。
- ②帯広市 : パブリックコメントを実施したほか、市民説明会(市内10会場)を行い、市民意見を聴取した。
また、議会基本条例の市民理解促進のため、大学教授による講演会も実施した。
- ③士別市 : 市民説明会、パブリックコメントの実施。
- ④名寄市 : 自治基本条例策定市民懇話会との意見交換、ホームページ等を利用した市民意見募集。
- ⑤登別市 : 議員で構成された議会基本条例小委員会と市民との意見交換会を5回にわたり実施し、
条例案に対する市民意見を聴取した。
- ⑥福島町 : 意見交換会として住民との懇談会を開催した。
- ⑦ニセコ町 : ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会で検討。
- ⑧むかわ町 : 平成23年度にまちづくり計画案の策定に当たった「まちづくり委員会」が引き続き、自治基本
条例案の策定に関わる。
- ⑨浦幌町 : 議会報告会で意見を聴取、その他議会町民意見箱を設置し、意見・要望を受け付けている。

問20 政治倫理条例の制定

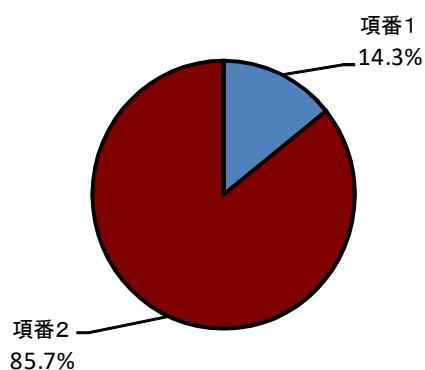
政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	道	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率
				自治体名	比率		自治体名	比率		
1	制定している		5	美唄市、根室市、登別市、恵庭市、石狩市	14.3%	8	福島町、七飯町、余市町、比布町、和寒町、中川町、白老町、中標津町	6.3%	13	8.0%
2	制定していない	1	30		85.7%	118		93.7%	149	92.0%
回答数 計		1	35		100.0%	126		100.0%	162	100.0%

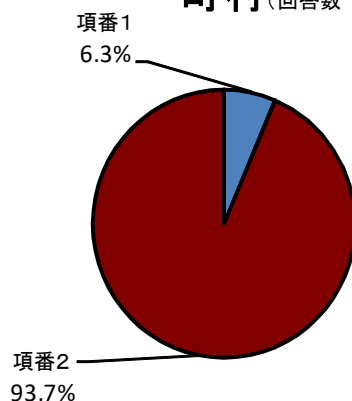
回答数=162

【グラフデータ】

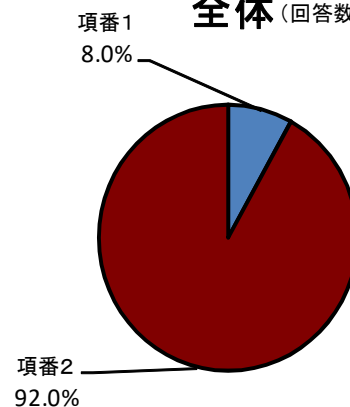
市 (回答数 35)



町村 (回答数 126)



全体 (回答数 162)



【コメント】

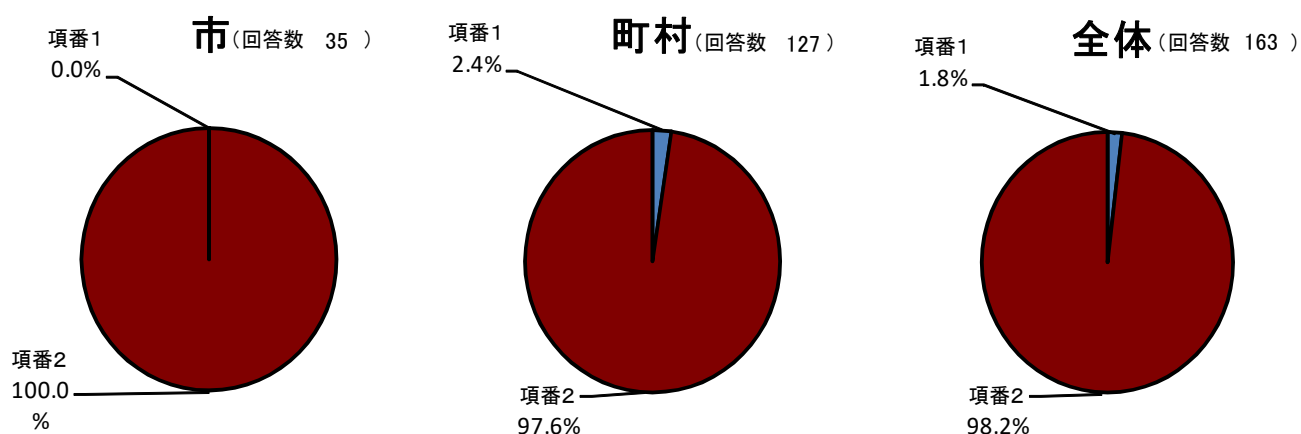
政治倫理条例を制定しているのは13議会(8.0%)にとどまっている。

問21 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会モニター制度を設けていますか。

項番	内 容	道	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率
					比率			比率		
1	設けている		0		0.0%	3	栗山町、芽室町、陸別町	2.4%	3	1.8%
2	設けていない	1	35		100.0%	124		97.6%	160	98.2%
回答数 計		1	35		100.0%	127		100.0%	163	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

議会モニター制度を設けているのは、3議会(1.8%)にとどまっている。

〔導入事例〕

○栗山町議会 栗山町議会基本条例第13条

10人のモニターを委嘱し(現在は9人、原則公募で2年任期)、議会の運営に関すること、議会だより及びホームページに関すること、政務調査費の用途に関することなどを提言してもらい、また議員との意見交換を行い、民主的な議会運営を目指すもの。

○芽室町議会

- 1 議会、常任委員会、議員協議会を傍聴しての感想・意見・提案
- 2 議会だより、まめ通信、ホームページについての感想・意見・提案
- 3 議会改革・活性化についての意見・提案
- 4 議員との懇談会(意見交換会)への出席
- 5 議員研修会・議会報告会・意見交換会等についての感想・意見・提案

○陸別町議会

議場に「傍聴者の声」として町民等意見投函箱を設置し、議員、町理事者に意見内容を回付している。

文面校正のうえ議会広報に掲載し、内容によっては、議会運営委員会より紙面により回答する。

問22 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加していますか。

(2) 総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	追加している		6	17.1%		35	27.6%		41	25.2%
	内 訳									
	①基本構想のみ		1	2.9%		12	9.4%		13	8.0%
	②基本構想・基本計画		4	11.4%		18	14.2%		22	13.5%
	③基本構想・基本計画・実施計画		1	2.9%	名寄市	5	3.9%	福島町、京極町、利尻町、鹿追町、芽室町	6	3.7%
2	追加していない	1	29	82.9%		92	72.4%		122	74.8%
回答数 計		1	35	100.0%		127	100.0%		163	100.0%

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	道	市	比率	自治体名	町村	比率	自治体名	全体	比率
1	追加している	1	16	45.7%		44	35.8%		61	38.4%
	内 訳									
	昨年度追加あり		2	5.7%	稚内市、士別市	10	8.1%	東神楽町、和寒町、西興部村、音更町、清水町、大樹町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町	12	7.5%
2	追加していない		19	54.3%		79	64.2%		98	61.6%
回答数 計		1	35	100.0%		123	100.0%		159	100.0%

回答数=159

〔追加した議決事件(H23年度)〕

稚内市	稚内市地域福祉計画
士別市	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
東神楽町	H22.9定住自立圏形成協定の締結又は改廃
和寒町	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
西興部村	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更、廃止
音更町	定住自立圏の形成に係る協定の締結をすること等について
清水町	定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止
大樹町	姉妹都市の提携 町の宣言 定住自立圏協定締結変更廃止
池田町	定住自立権構想推進要綱に規定する定住自立権形成協定に関すること
本別町	本別町水道事業の剰余金の処分等に関する条例、本別町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例
足寄町	生涯学習推進計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、都市計画基本計画
浦幌町	公営住宅買取事業に関する協定を締結すること

【コメント】

議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、41議会(25.2%)となっている。

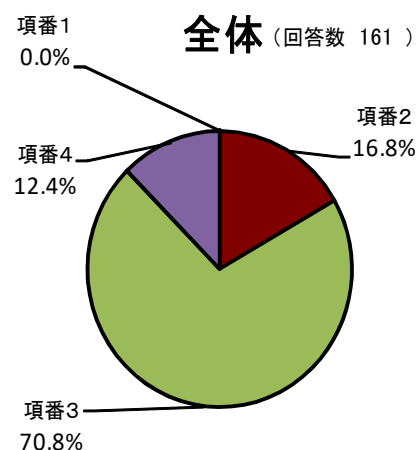
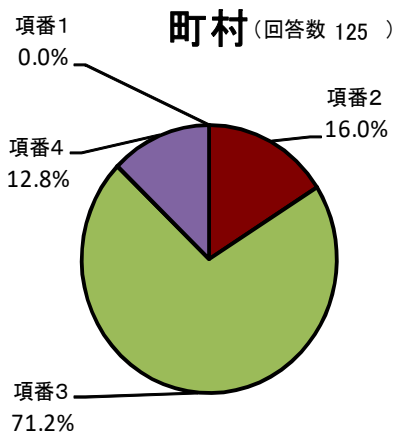
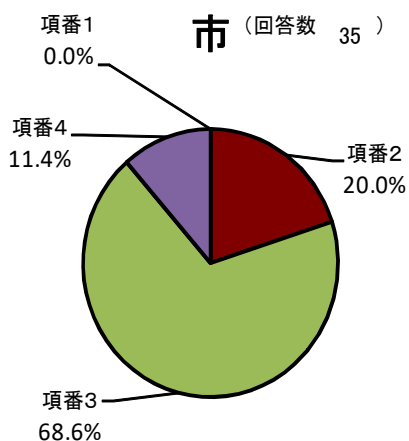
内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは13議会(8.0%)、②基本構想・基本計画を追加しているのは22議会(13.5%)、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは6議会(3.7%)となっている。

総合計画以外の議決事件を追加しているのは、61議会(38.4%)であり、このうち、昨年度(23年度)に新たに議決事件の追加を行ったのは、12議会(7.5%)となっている。

問23 地方自治法の改正により、議員定数の法定上限が撤廃されましたが、今後の貴議会の方針性をどのように考えていますか。(1つ選択)

項番	内 容	道	市	自治体名		町村	自治体名		全体	比率
				自治体名	比率		自治体名	比率		
1	ボランティア議員型議会(多人数議会)		0		0.0%	0		0.0%	0	0.0%
2	専門議員型議会(小人数議会)		7	小樽市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、恵庭市、北広島市	20.0%	20	当別町、福島町、黒松内町、南幌町、北竜町、当麻町、南富良野町、美深町、小平町、利尻町、津別町、斜里町、佐呂間町、滝上町、大空町、壮瞥町、えりも町、上士幌町、鹿追町、本別町	16.0%	27	16.8%
3	わからない	1	24		68.6%	89		71.2%	114	70.8%
4	その他		4		11.4%	16		12.8%	20	12.4%
回答数 計		1	35		100.0%	125		100.0%	161	100.0%

【グラフデータ】



【コメント】

今後の議会の方針性については、「わからない」を選択した議会が114(70.8%)であり、専門議員型議会(少人数議会)を志向する議会が27(16.8%)という結果となった。また、ボランティア議員型議会(多人数議会)を志向する議会は0件であった。

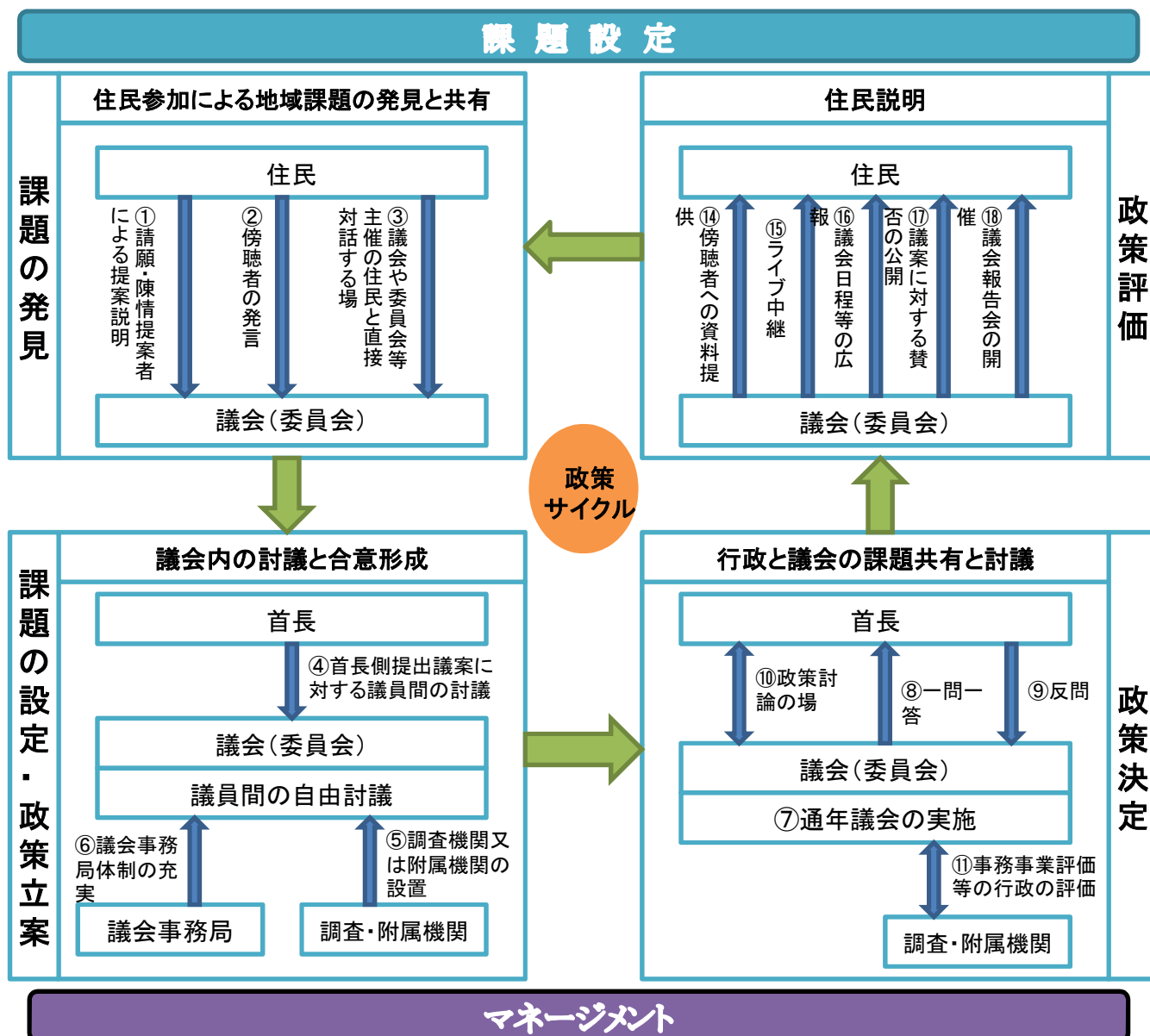
問24 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

No.	自治体名	今後の課題、あるいは解決したい問題点
1	北海道	議長の諮問機関として、「議会改革等検討協議会」を設置し、道財政の健全化に向けた対応策、議会の機能強化・改善方策など、議会改革に必要な事項の検討を行っている。
2	札幌市	議会改革の推進、議会機能の強化
3	函館市	・一問一答制の本格導入（現在は試行中）・議会報告会の年度内開催
4	帯広市	○ 議員定数の在り方について○議会広報の促進について（議会だよりの発行） ○ 議会の議決すべき事件への総合計画の追加について
5	北見市	一問一答式の導入、議会基本条例の制定等について議会改革推進協議会で検討課題としている。
6	稚内市	市民に分かりやすく議論をしていくため、議会改革を積極的に推進し、よりよい議会運営を常に研究している。
7	名寄市	議決事件、本会議における討議
8	根室市	地方自治法第96条第2項（議決権の拡大）について検討している。
9	千歳市	議会運営委員会が設置した議会改革ワーキンググループにおいて諸課題の抽出・検証及び改善策等について検討中。
10	滝川市	議員の政策的条例の提案検討、市民との討論会や議会報告会の検討
11	砂川市	実情にそぐった議会基本条例の策定（絵に描いた餅にならないよう）
12	深川市	住民組織との交流、意見交換の推進について
13	登別市	議員定数及び議員報酬のあり方について
14	福島町	開かれた議会として様々な取り組みを行っているが、まだまだ町民には議会の活動が理解されていない現状にある。その為、平成23年度より議会報告会（懇談会）を町内会単位で行い、町民が足を運びやすいものとしている。（以前は町内2箇所で行った）現状では、参加人数が少ない状態にあるため、町民の積極的な参加が課題である。 また、議会基本条例の目的としている「わかりやすく町民が参加する議会」「しっかりと討議する議会」「町民が実感できる政策を提言する議会」をより実行性のあるものとするのが課題である。
15	知内町	議会及び議員の政策形成・立案機能の向上
16	木古内町	①「一般質問の追跡質問制度の導入を検討しているが、町側からの回答を得られていないため実施できないでいる」②「インターネット中継の導入を検討しているが、デメリットについて調査・研究中である」
17	森町	23年度から事業評価を実施しているが、議員自ら積極的に政策提言できるよう議員力を高めることが課題。
18	八雲町	開かれた議会、わかりやすい議会を目指した議会改革。（議会改革調査特別委員会で現在検討中）
19	上ノ国町	議員が高齢化しているが、議員のなり手がいない状況にある。
20	黒松内町	開かれた議会運営を行うため、議会活動について住民の理解が得られるよう、議会報告会、地域懇談会、通年議会などの方策を検討する。
21	留寿都町	議員定数問題
22	仁木町	現在、議会改革特別委員会において調査研究しており、今後、課題・改革事項を洗い出し、検討を進めていく
23	南幌町	議会議員倫理条例制定の検討と議会中継システム導入の検討
24	栗山町	住民参加と政策立案機能の強化が当面の課題であり、そのために広聴活動の充実について実践に向け検討・協議を重ねている。また、政治倫理条例の制定が求められる。
25	沼田町	議会改革と住民に開かれた議会を目指したい。
26	幌加内町	議員の資質向上と議会改革
27	当麻町	議員の高齢化と若手後継者が不在の中で、町民の負担に的確に応える議会を目指し、町民目線で議会のありようを意識しつつ継続して議会改革と活性化に向けた取り組みがなされるよう期待している。
28	上川町	住民と議会が相互理解を深め、地域の問題を共に考える土俵の構築として、まず住民に対し議会側から積極的に報告会や意見交換会などの場や機会を設定していく。そのためにできることから取り組む必要がある。
29	美瑛町	当町の場合、案件1つとっても、議員間の議論が少ないと感じています。 もっと話し合いをもてる場をつくるなど、考えていかなければならないと思っています。
30	遠別町	小規模自治体における議会運営において、議員数が少数で運営されているが、今後、町民参加型の議会運営について模索していかなければならないと考えている。
31	猿払村	議員定数と報酬額、議会基本条例の制定、住民との直接対話（政策会議等）の実施、執行部の反問権、議員相互の自由討議。
32	枝幸町	議会改革について議員より提言があり、現在その案件について検討、協議中。
33	礼文町	定数の見直し及び委員会構成について検討している。
34	美幌町	議員定数、HPの充実、事務局の調査部門充実、議会改革
35	津別町	課題 インターネットによる公開の実現
36	訓子府町	議会報告会の開催、議員の政策提案。
37	大空町	町民とともに歩む議会として発展していけるよう、町民との対話の機会をふやし、町民の声を多く取り入れていく取組への工夫が必要（より多くの町民に、議会等への興味を持ってもらうための具体的方策等の検討）
38	厚真町	模擬議会の円滑な遂行
39	むかわ町	議員定数及び報酬について、町民の意向も踏まえ、見直したい。
40	日高町	定数の多い選挙区において2期連続で無投票となっているため定数割れが懸念されることと、議員が高齢化していること。
41	浦河町	本会議中継システムの導入
42	新ひだか町	自治基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し、より積極的なまちづくりを行うための報告会や意見交換など、今後の議会のあり方について、検討中である。
43	清水町	議会改革（あり方）の検討。
44	広尾町	議会基本条例の制定
45	幕別町	議員定数および議員報酬の見直し
46	池田町	議会の活性化
47	豊頃町	現行9人の議員のため委員会構成の段階で2名の重複議員がいる。定数を11名とすると解消されるが、定数の増は見込めない。
48	本別町	課題：議会の活性化（平成22年に22項目の検討項目を策定）
49	陸別町	議会のあり方を総合的に検討中。
50	浦幌町	現在、議会の活性化として取り組んでいる。
51	標津町	若がえりと女性議員の参加

問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

No.	自治体名	参考にしている他自治体議会
1	北海道	事案に応じ、先進都府県または市町村を参考にさせていただいている。
2	札幌市	他の政令指定都市の動き等
3	函館市	四日市市
4	小樽市	福島県会津若松市議会(市民との意見交換会の取組について)
5	帯広市	○ 近隣町村議会 ○ 人口規模が同程度の市議会 ○ 道内人口10万人以上の市議会 など
6	北見市	内容によるが、基本的に道内34市議会の状況を参考としている。
7	稚内市	議会運営委員会で、議会改革先進地として「伊勢市議会」「鳥羽市議会」「所沢市議会」を訪問した。
8	芦別市	住民の議会への関心度を、どう向上させるか
9	名寄市	議会基本条例を制定している自治体議会
10	根室市	栗山町、白老町、四日市市
11	滝川市	栗山町議会
12	深川市	近隣の市議会のほか、道内の各市議会を参考にしている
13	登別市	栗山町議会、福島町議会
14	福島町	三重県議会、栗山町議会、白老町議会等
15	知内町	栗山町議会、今金町議会
16	木古内町	栗山町議会
17	森町	白老町議会、福島町議会。
18	八雲町	栗山町議会、福島町議会、白老町議会など
19	奥尻町	今金町議会
20	黒松内町	北海道白老町議会
21	ニセコ町	栗山町議会、福島町議会
22	共和町	白老町議会、栗山町議会
23	南幌町	福島町議会
24	栗山町	北海道白老町議会、福島県会津若松市議会、埼玉県所沢市議会、千葉県流山市議会
25	幌加内町	全て
26	鷹栖町	全ての議会
27	当麻町	栗山町議会、白老町議会
28	上川町	近隣町の取り組みを参考にしているが、特に鷹栖町議会に学ぶことが多い。
29	遠別町	栗山町議会、福島町議会、喜茂別町議会
30	猿払村	栗山町議会、白老町議会等
31	利尻町	近隣(同一管内)の町村
32	美幌町	北海道栗山町、北海道白老町、三重県
33	斜里町	栗山町、白老町
34	遠軽町	議会改革・活性化等調査特別委員会において、栗山町議会、福島町議会の事例(議会基本条例含む)を参考に検討を行っている。
35	滝上町	懸案事項があった場合に、近隣町村にどのように事務処理をしているのか問い合わせている。
36	大空町	鹿追町、和寒町、福島町、他管内、全道、全国の各自治体議会
37	豊浦町	栗山町 白老町 福島町
38	壮瞥町	北海道白老町議会
39	厚真町	栗山町議会・福島町議会・白老町議会
40	むかわ町	白老町
41	上士幌町	北海道栗山町、北海道奈井江町
42	広尾町	芽室町
43	幕別町	芽室町議会
44	陸別町	道内の議会全て。
45	浦幌町	北海道福島町、栗山町、和寒町など

VIII. アンケート調査の構成



コメント:2012年自治体議会を活性化するための環境整備に関するアンケート調査の項目は、議会運営が政策サイクルで運営されているかを検証するために作成した。第1の「課題の発見」は、議会が住民が抱える地域課題の発見と住民との課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が地域課題を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題を先に設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「行政と議会の課題共有と討議」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、議会が議決に至るまでの審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(1) 全体評価

議会

2. 議会内の討議と合意形成(政策立案)

④議員間の自由討議			
全体	1.8		
市	2.1		
町村	1.8		

⑤調査機関又は附属機関の設置			
全体	1.1		
市	1.1		
町村	1.1		

⑥議会事務局体制の充実			
全体	1.2		
市	1.3		
町村	1.1		

(参考)

⑩議会基本条例の検討状況			
全体	1.4		
市	1.5		
町村	1.3		

1. 住民参加による地域課題の発見と共有(課題設定)

①陳情請願者説明			
全体	1.9		
市	2.3		
町村	1.8		

②傍聴者の発言			
全体	1.1		
市	1.0		
町村	1.1		

③住民との対話の場			
全体	1.8		
市	1.7		
町村	1.8		

市民

4. 住民説明(政策評価)

⑭傍聴者への資料提供			
全体	3.0		
市	3.1		
町村	3.0		

⑮議会中継			
全体	1.8		
市	2.3		
町村	1.6		

⑯議会日程等の広報			
全体	2.1		
市	2.8		
町村	1.9		

凡例

質問内容	
全体	道市町村議会の平均
市	市議会の平均
町村	町村議会の平均

⑰賛否の公開			
全体	1.4		
市	1.7		
町村	1.4		

⑱議会報告会開催			
全体	1.9		
市	2.1		
町村	1.8		

⑰賛否の公開			
全体	2.1		
市	2.4		
町村	2.0		

⑨反問権			
全体	2.0		
市	1.9		
町村	2.0		

⑪議会が評価主体となる事務事業評価等の実施			
全体	1.1		
市	1.0		
町村	1.1		

⑪議会が評価主体となる事務事業評価等の実施			
全体	1.6		
市	1.6		
町村	1.6		

⑪議会が評価主体となる事務事業評価等の実施			
全体	1.7		
市	1.8		
町村	1.6		

3行政と議会の課題共有と討議(政策決定)

⑦通年議会の実施			
全体	1.2		
市	1.1		
町村	1.2		

⑧一問一答導入			
全体	2.6		
市	2.8		
町村	2.6		

行政

導きだされる結論

政策サイクルによる議会運営として重要な4項目(赤塗りの評価)が低調であった。このことから、政策サイクルによる議会運営は道半ばということができる。

政策サイクルによる議会運用とは、1. 課題設定→2. 政策立案→3. 政策決定→4. 政策評価→1. 課題設定の各段階における議会の取り組みをいう。

(2) 議会基本条例が制定されている議会と未制定議会との比較

1. 住民参加による地域課題の発見と共有(課題設定)

議会

2. 議会内の討議と合意形成(政策立案)

④議員間の自由討議	未制定	1.6
	制定	4.0
⑤調査機関又は附属機関の設置	未制定	1.0
	制定	1.7
⑥議会事務局体制の充実	未制定	1.1
	制定	1.6

(参考)

⑩議会基本条例の検討状況	未制定	1.2
	制定	2.4
⑪議会基本条例の平均	未制定	1.4
	制定	5.0

市民

①陳情請願者説明	未制定	1.7
	制定	3.9
②傍聴者の発言	未制定	1.0
	制定	1.5
③住民との対話の場	未制定	1.5
	制定	3.5
④住民との対話の場	未制定	1.4
	制定	3.0

4. 住民説明(政策評価)

⑭傍聴者への資料提供	未制定	3.0
	制定	3.6
⑮議会中継	未制定	1.7
	制定	2.6
⑯議会日程等の広報	未制定	2.1
	制定	2.6

凡例

質問内容	議会基本条例未施行自治体議会の平均	議会基本条例施行自治体議会の平均
未制定		
制定		

⑮議会報告会開催	未制定	1.9
	制定	3.1

⑯賛否の公開	未制定	1.3
	制定	2.8

⑨反問権	未制定	1.7
	制定	4.4

⑩議会が評価主体となる事務事業評価等の実施	未制定	1.5
	制定	2.5

⑪議会が評価主体となる事務事業評価の実施	未制定	1.0
	制定	1.2

⑩議会と執行部間の政策討論の場	未制定	1.2
	制定	1.4

3行政と議会の課題共有と討議(政策決定)

⑦通年議会の実施	未制定	1.1
	制定	1.6

⑧一問一答導入	未制定	2.5
	制定	4.0

行政

導きだされる結論

議会基本条例施行議会においては、政策サイクルによる議会運営として重要な4項目(赤塗)中3項目では評価が高かった。しかし、議会と執行部間の政策討議が低調であった。このことから、政策サイクルによる議会運営になるには、まだ、発展途上ということが言える。

政策サイクルによる議会運用とは、1. 課題設定→2. 政策立案→3. 政策決定→4. 政策評価→1. 課題設定の各段階における議会の取り組みをいう。

(3) 議会活性化の実態

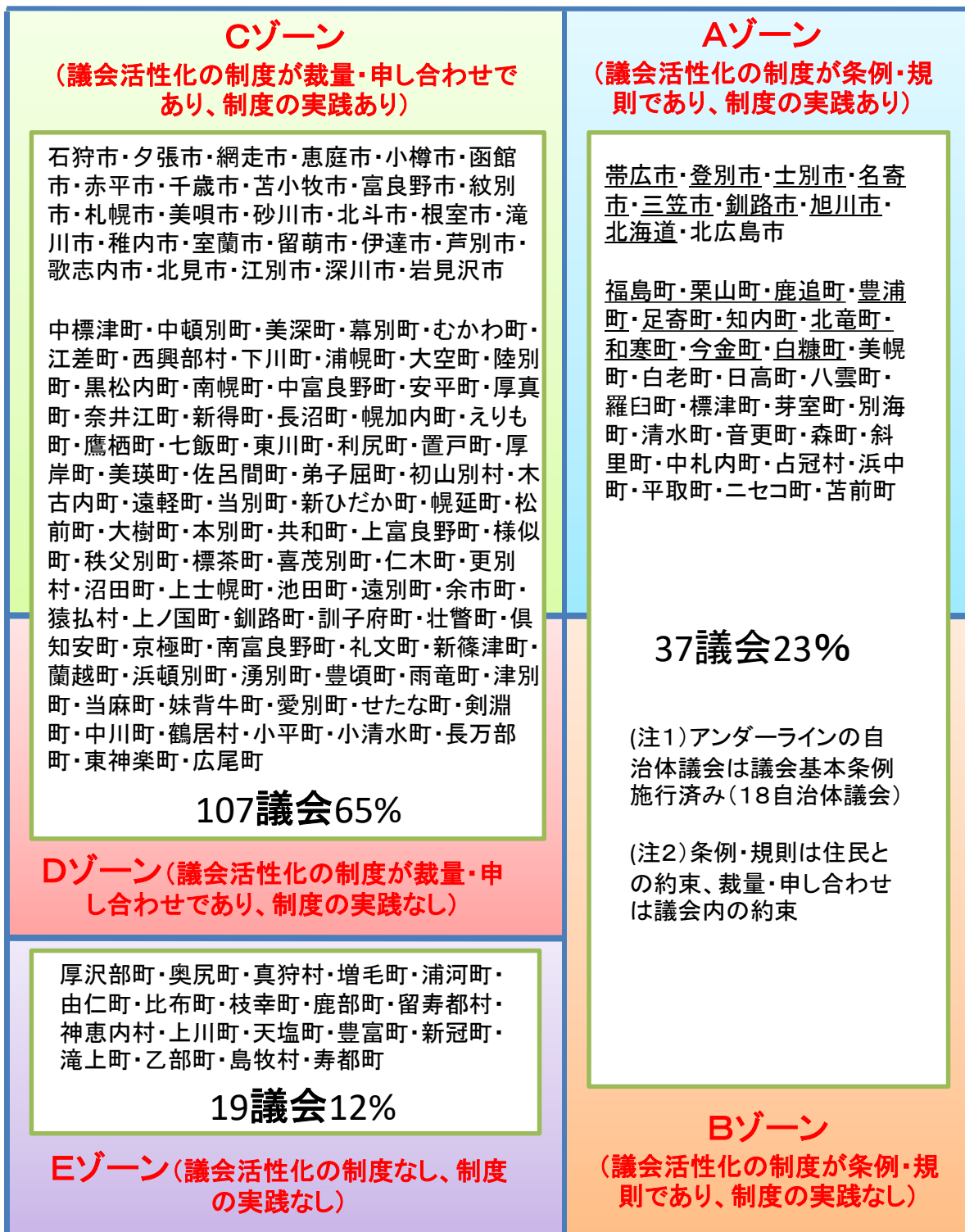
制度に関する設問中、4・5(議会活性化の制度が条例・規則である)の回答が1つ以上ある議会=A・B、同じく3(議会活性化の制度が裁量・申し合わせである)の回答が1つ以上ある議会=C・D、同じく1～2(議会活性化の制度を検討中・行っていない)のみの議会=Eに区分した。

制度の実践有り

制度の根拠が裁量・申し合わせ

何もしていない

制度の根拠が条例・規則



制度の実践無し

①議会活性化の制度が条例・規則である議会の制度内容(前頁A・Bゾーン)

条例規則	道市	自治体議会名	町村	自治体議会名	備考
議会基本条例	8	名寄市、三笠市、北海道、帯広市、旭川市、釧路市、登別市、士別市	10	栗山町、今金町、知内町、福島町、鹿追町、和寒町、白糠町、豊浦町、北竜町、足寄町	
自治基本条例	0		3	美幌町、●芽室町、●ニセコ町	◎一問一答・反問両方を規定 ●は反問のみ規定 ○は一問一答のみ規定
議会会議規則	1	○北広島市	13	◎八雲町、◎羅臼町、◎標津町、●白老町、●別海町、●清水町、●音更町、●斜里町、●中札内町、●平取町、●苫前町、●日高町、○占冠村、○浜中町	
議会会議条例	0		2	白老町、森町	白老町は会議規則ではカウントせず
計	9		28		

・美幌町議会:「請願陳情提出者の意見を聴く機会の設定」「町民との意見交換」「議会報告会の年1回以上の開催」「インターネットによる議会中継」「議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報提供」「議員相互の自由討議」「一問一答」「反問」等について、自治基本条例で規定している。

・日高町議会:議会会議規則(政策討論会)第122条

・白老町議会:議会会議条例(会期通年)第3条、議会会議規則(自由討議)第46条

・森町議会:議会会議条例(定例会(通年議会)の回数)第2条

②議会活性化の制度が裁量・申し合わせである議会の制度内容(前頁C・Dゾーン)

レベル	項目	数	住民参加による地域課題の発見と共有			議会内の討議と合意形成		行政と議会の課題共有と討議					住民説明	
			問1	問2	問3	問4	問5	問7	問8	問9	問10	問11	問17	問18
			に請 よ願 る・ 提陳 案情 説提 明出 者	傍 聴 者 の 発 言	住 民 と の 対 話 の 場	議 対 首 長 の 側 面 提 出 議 案 の 討 議	機 調 査 の 機 設 置 又 は 附 属	通 年 議 会 の 実 施	入 一 状 問 況 一 答 方 式 の 導	執 行 部 の 反 問	政 議 策 会 討 と 論 議 の 行 場 部 門 の	等 な 議 の 実 事 が 施 務 評 価 主 体 と	の 議 公 案 開 に 対 す る 賛 否	会 況 議 報 の 会 告 報 の 審 議 場 結 果 状
裁量又は申し合わせ 3	市	27	11	0	3	8	0	0	16	2	1	0	7	5
	町村	80	28	0	15	20	1	0	59	10	8	0	5	17
	計	107	39	0	18	28	1	0	75	12	9	0	12	22
	比率	65%	36%	0%	17%	26%	1%	0%	70%	11%	8%	0%	11%	21%

(注)裁量・申し合わせで行っている自治体議会をカウントした。(制度がある自治体議会)

●裁量又は申し合わせで、がんばっている議会

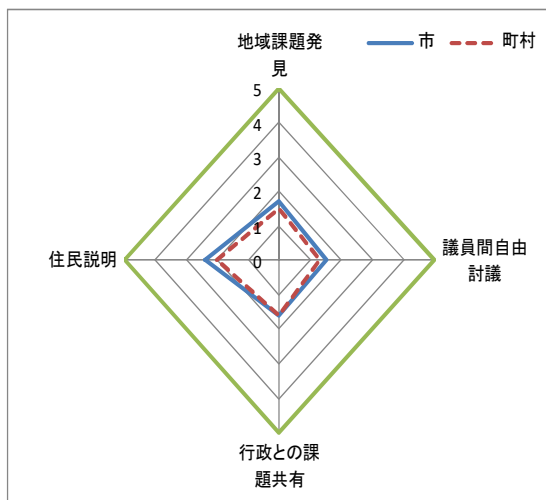
・議会の運営に関する基準の中で、一問一答や反問(確認)、請願、陳情提出者に説明を求めることができるが規定されている議会がある。(鶴居村議会)

・議会運営内規で、一般質問は、各質問ごとに一問一答制により行う。(弟子屈町議会)

(4) 2012市と町村議会の4指標による比較

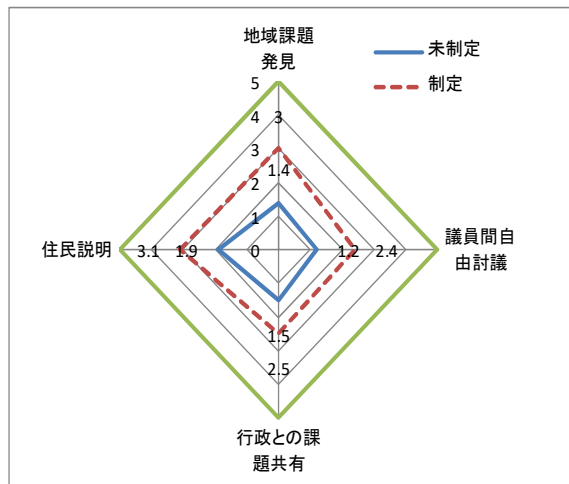
市と町村議会の比較

	地域課題発見	議員間自由討議	行政との課題共有	住民説明	平均
市	1.7	1.5	1.6	2.4	1.8
町村	1.5	1.3	1.6	2	1.6



議会基本条例有無議会比較

	地域課題発見	議員間自由討議	行政との課題共有	住民説明	平均
未制定	1.4	1.2	1.5	1.9	1.5
制定	3	2.4	2.5	3.1	2.8



コメント: 市と町村議会の差はほとんどない。しかし、議会基本条例が制定、未制定の差は大きい。

(5) 議会基本条例制定議会の比較

議会基本条例制定議会比較

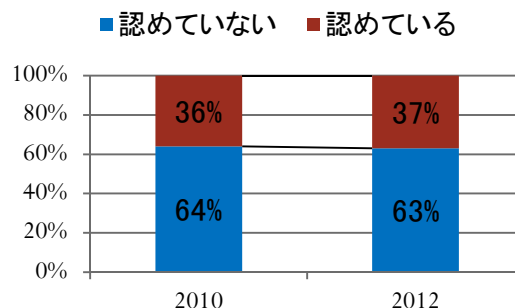
NO	自治体議会	地域課題発見	議員間自由討議	行政との課題共有	住民説明	平均
1	福島町	5	3.7	4	4.8	4.4
2	栗山町	3.3	4.7	3.4	4.4	4.0
3	鹿追町	4.7	3.7	1.8	3	3.3
4	帯広市	3.3	2.3	2.4	3.8	3.0
5	豊浦町	3.3	2.3	3.6	2.4	2.9
6	登別市	3.3	2.3	2.6	3.2	2.9
7	足寄町	2.3	2.3	2.6	4	2.8
8	士別市	3.3	2.3	2.4	3.2	2.8
9	知内町	3.3	2.3	2.6	2.8	2.8
10	名寄市	2.3	2.3	2.6	3.6	2.7
11	和寒町	3.3	2.3	2.2	2.8	2.7
12	北竜町	2.3	2.3	2.8	3	2.6
13	今金町	2	2.3	2.6	2.8	2.4
14	三笠市	2.7	1.7	1.8	3	2.3
15	旭川市	2.7	2.3	2	2	2.3
16	北海道	2.3	2.3	1.6	2.2	2.1
17	釧路市	1.7	1	2.4	3.2	2.1
18	白糠町	2.3	1	2.6	1.2	1.8

コメント: 平均値の意味は数値上位から下位に従って、住民との対話や議員間の自由討議、議会と執行部間の政策討議、議会報告会といった議会を活性化させる制度の具体が少ないことを表している。

(6)2010年と2012年データの比較(道内自治体議会は前進しているか)

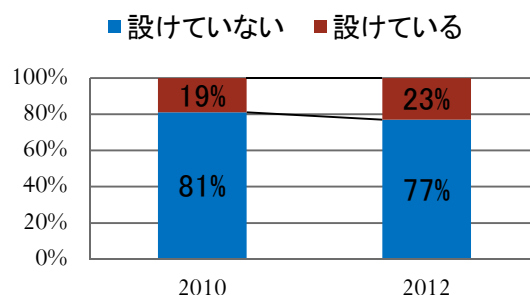
問1 請願・陳情提出者による提案説明

調査実施年度	2010		2012		
認めていない	81	64%	97	63%	1%減
検討中	13		6		
申し合わせで認めている	44	36%	49	37%	1%増
条例規則で認めている	9		11		
計	147	100%	163	100%	



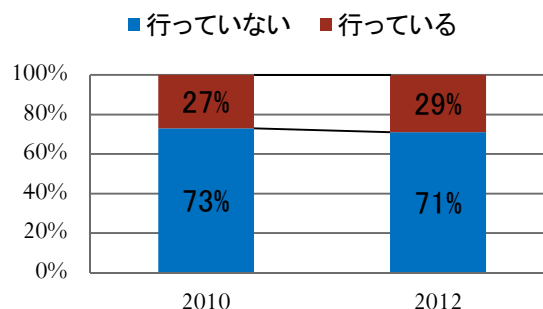
問3 住民との対話の場

調査実施年度	2010		2012		
設けていない	108	81%	97	77%	4%減
検討中	11		29		
申し合わせで設けている	21	19%	22	23%	4%増
条例規則で設けている	7		15		
計	147	100%	163	100%	



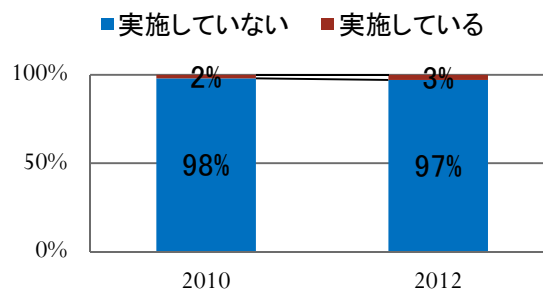
問4 首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)

調査実施年度	2010		2012		
行っていない	106	73%	104	71%	2%減
検討中			11		
申し合わせで行っている	25	27%	33	29%	2%増
条例規則で行っている	15		15		
計	146	100%	163	100%	



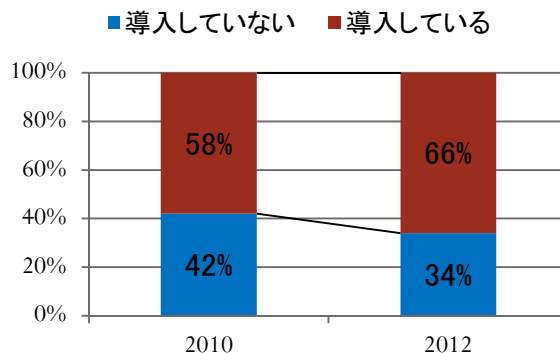
問7 通年議会の実施

調査実施年度	2010		2012		
実施していない	141	98%	147	97%	1%減
検討中	3		11		
議決により、実施している	1	2%	1	3%	1%増
条例規則で実施している	2		4		
計	147	100%	163	100%	



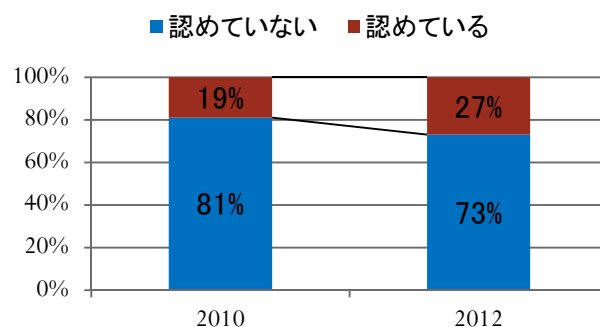
問8 一問一答方式の導入状況

調査実施年度	2010		2012		
導入していない	45	42%	38	34%	8%減
検討中	17		17		
申し合わせで導入している	69	58%	87	66%	8%増
条例規則で導入している	16		21		
計	147	100%	163	100%	



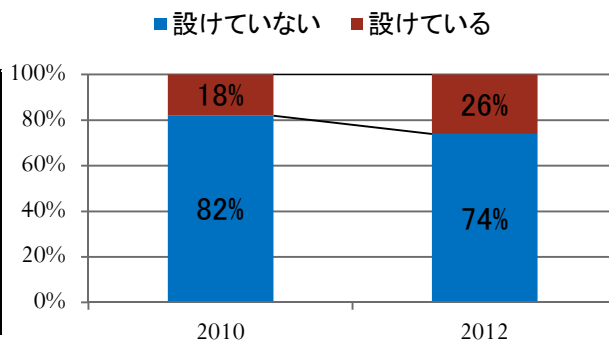
問9 執行部の反問

調査実施年度	2010		2012		
認めていない	106	81%	93	73%	8%減
検討中	13		25		
申し合わせで認めている	14	19%	11	27%	8%増
条例規則で認めている	14		32		
計	147	100%	161	100%	



問18 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

調査実施年度	2010		2012		
設けていない	105	82%	84	74%	8%減
検討中	16		37		
申し合わせで設けている	18	18%	27	26%	8%増
条例規則で設けている	8		15		
計	147	100%	163	100%	



(参考)

調査実施年度	2010		2012		
議会基本条例施行議会	11	6.1%	18	10%	3.9%増

コメント: 2012年調査の結果は2010年調査より確実に前進しているといえる。

全体評価のコメント

(1) 全体評価

評価基準の見方は、制度を問としている設問の評価基準で、1～2は制度がない。3～5は制度がある。3は裁量・申し合わせによる制度がある。4～5は条例・規則による制度があると判定する。

1. 住民参加による地域課題の発見と共有の③住民との対話の場については、全体の平均評価が1.8になっているが、平均なので1～5と評価した議会があり、全体に、2以下を評価した議会がかなり多かったことを表している。このことは、制度がないことをこの数値は表している。

同様に、2. 議会内の討議と合意形成の④議員間の自由討議は全体の平均評価が1.8であった。このことは、議員間の自由討議の制度がないことを表している。

3. 行政と議会の課題共有と討議の⑩議会と執行部間の政策討議の場は、全体の平均評価が1.2であった。このことは、制度がないことを表している。

4. 住民説明の⑮議会報告会開催は全体の平均評価が1.9であった。このことは、やはり、制度がないことを表している。

以上課題設定型議会にとって重要な4指標すべてが、制度がないという判定になったことから、道内自治体議会が課題設定型議会には道半ばという評価になった。なお、このことだけで、道内自治体議会が課題設定型議会になっていないと言えるのかと、疑問を持たれる方がいると思うが、今回の調査結果(重要4指標)で評価すると、このように評価されるということである。

(2) 議会基本条例が制定されている議会(18議会)と未制定議会との比較

議会基本条例が制定されているかどうかという切り口で、評価をし直してみると、1. 住民参加による地域課題の発見と共有の③住民との対話の場については、制定の平均評価が3.5と、制度があると判定される。このことは、議会基本条例が制定されている議会は裁量・申し合わせで、または、条例・規則で、住民との対話の場があるということを表している。

2. 議会内の討議と合意形成の④議員間の自由討議は制定の平均評価が4.0で、議員間の自由討議は条例・規則で制度があることを表している。

3. 行政と議会の課題共有と討議の⑩議会と執行部間の政策討議の場は制定の平均評価が1.4で、このことは、制度がないことを表している。議会側だけでなく、執行部側の協力等制度の難しさを表している。

4. 住民説明の⑮議会報告会開催は制定の平均評価が3.8で、制度があることを表している。

以上のことから、課題設定型議会にとって重要な4指標の内、3指標が制度ありということは、議会基本条例が課題設定型議会実現に効果的であることを示していると言える。

(3) 議会活性化の実態

この度の調査には次の3つのねらいがあった。

①制度の根拠が条例規則なのか、申し合わせなのかを明確に区分(住民への約束と議会内の約束の区分)すること

②制度があることと制度を活用していることを区分すること(形式と実質の区分)

③議会基本条例以外の方法(申し合わせ含む)で議会改革を行っている議会に光を当てること(議会改革の方式の多様化)

自治体議会の制度が条例規則で規定されているか、裁量申し合わせで行われているかを区分した。この図では制度を活用(実践)しているかどうかは区分できなかったが、Ⅲ～Ⅶの調査報告の中で検証した。条例規則に基づく場合は、議会基本条例以外では反問・一問一答を議会会議規則で規定するケースが多い。裁量申し合わせの場合は、一問一答(70%)、請願・陳情提出者による提案説明(36%)、自由討議(26%)、議会報告会(21%)が裁量申し合わせで行われている。議会の活性化は議長・委員長の裁量申し合わせで始められ、経験を積んだ後に、条例規則に移行していることがわかる。

(4) 2012市と町村議会の4指標による比較

4指標による市(1.8)と町村(1.6)の比較ではほとんど、差はない。平均値なので、1～5までの評価があったが、ほとんどが1～2に多く分布していることがわかる。このことは、議会を活性化する制度がない状態を表している。

一方、議会基本条例を制定している議会(2.8)と未制定議会(1.5)を比較すると、その差は歴然とあることがわかる。しかし、議会基本条例を制定している議会は3以下なので、議会を活性化する制度を裁量申し合わせで行われているか検討中という状態を表している。未制定議会も2以下なので議会を活性化する制度を検討中か行っていないかの状態であることを表している。

(5) 議会基本条例制定議会の比較

議会基本条例を制定している18議会の評価を比較してみて驚いたことは、最上位4.4～最下位1.8と差が大きいことである。このことは、議会基本条例で規定されている議会を活性化させる制度の内容に差があることを表している。具体的には、住民との対話や議員間の自由討議、議会と執行部間の政策討議、議会報告会といった議会を活性化させる制度の具体に差があり、同じ議会基本条例であっても制度の具体がほとんど無い議会基本条例が存在していることがわかる。

(6) 2010年と2012年データの比較(道内自治体議会は前進しているか)

評価基準の1の行っていない、2の検討中、いずれも行っていない。3の裁量申し合わせ、4～5の条例規則で、いずれも行っていると分類することで、2010年と2012年を比較可能とした。

問1の請願・陳情提出者による提案説明は行っているが1%増、問3の住民との対話の場は設けているが4%増、問4の首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)が2%増、問7の通年議会の実施は実施しているが1%増、問8の一問一答の導入状況は導入しているが8%増、問9の執行部の反問は8%増、問18の議会審議結果状況の報告の場(議会報告会等)は8%増と、いずれも増加していたことから、道内自治体議会は前進していると判断した。

資料編

1. 集計データ

NO	自治体	基礎情報						1. 住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		定数	女性議員数	会派の有無	会派の数	平均年齢	政務調査費の有無	政務調査費の額 (万円/人・月)	次回選挙	問1				補		問3		補		問4		補		問5		補		問6		補		平均(補選を除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
										議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数		議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数	議案の提出回数

NO	自治体	基礎情報								1.住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成														
		定数	女性議員数	会派の有無	会派の数	平均年齢	政務調査費の有無	政務調査費の額 (万円/人・月)	次回選挙	問1 議案・議決案の提出による提案説明	補 直接説明の実施の有無	問2 市民との対話の有無	問3 市民との対話の場	補 市民対話の実施回数	平均 (補足を除く)	問4 市長例提案の討議に対する議員の討議	補 否決された件数	問5 再提出後可決された件数	補 再提出後修正された件数	問6 可決された条例等の件数	補 可決された条例等の件数	問7 設置機又は付置機関の有無	問8 専門的知見の活用実績の有無	補 公聴会の開催件数	問9 公聴会・参事人招致実績の新規	問10 参事人の出席件数	補 出席された条例等の件数	問11 可決された条例等の件数	補 可決された条例等の件数	問12 議会事務局の人数	補 内訳(参事議員の人数)	問13 内訳(参事議員の人数)	補 内訳(参事議員の人数)	平均 (補足を除く)
91	当麻町	12	1	2	0	63	2	0	H27.4	1		1	2		2.13	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0		1	2	2	0	0	1	1.0
92	比布町	11	1	2	0	66	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	1				1	2	0	2	0	0		1	2	2	0	0	18	1.0	
93	愛別町	9	1	2	0	60.9	2	0	H27.4	1	2	1	2		2.13	1	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0	1	2	1	1	0	1	1.0	
94	上川町	11	1	2	0	64.5	1		H28.4	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	0	2	1	0	1.0
95	東川町	12	2	2	0	62.9	1	1.33	H27.2	3	2	1	2		2.20	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	4	2	2	0	2.5	1.7
96	美瑛町	14	1	2	0	57	2	0	H27.4	3	2	1	1		2.17	1	0	0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	3	0	0	7.2	1.0
97	上富良野町	14	2	2	0	61.3	2	0	H27.6	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	0	3	0	1.9	1.0
98	中富良野町	12	0	2	0	63	2	0	H25.4	3	2	1	1		2.17	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	1	2	2	0	0	21	1.7	
99	南富良野町	8	0	2	0	60	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0		1	2	0	2	0	26	1.7	
100	占冠村	8	0	2	0	67	2	0	H27.5	1		1	1		1.0	1				1							1						1.0	
101	和寒町	10	1	2	0	59.8	2	0	H27.4	5	2	1	4	0	2.33	5	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	1	2	0	2	0	20	2.3	
102	剣淵町	10	1	2	0	61.5	2	0	H25.11	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	1	2	0	2	0	18	1.0	
103	下川町	8	0	2	0	58.5	1	1	H27.4	3	2	1	3	2	2.3	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	2	0	1	7	1.0
104	美深町	11	1	2	0	61.8	1	1.3	H27.4	1	2	1	3	1	2.17	3	0	0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	0	2	1	20	1.7
105	音威子府村																																	
106	中川町	8	0	2	0	63	2	0	H26.4	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	2	0	2	0		1.0
107	増毛町	11	1	2	0	57.5	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	1	1	1	29	1.0
108	小平町	8	1	2	0	63.6	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	2	2	1	3	0	2	1	0	1.7
109	苫前町	8	0	2	0	58.8	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0		3	5	2	3	0	16	1.7
110	羽幌町																																	
111	初山別村	8	1	2	0	64	2	0	H27.4	1	2	1	3	0	2.17	2	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	1	2	1	1	0	3	1.7	
112	遠別町	9	0	2	0	68.4	2	0	H27.5	3	1	1	2		2.20	1				1	2	0	2	0	0	0	1	3	0	2	1	5	1.0	
113	大塩町	9	0	2	0	58.2	2	0	H27.5	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	0	2	1	1	1.0
114	幌延町	9	0	2	0	56	2	0	H27.4	1		1	3	1	2.17	1	1	0	0	1	2	0	1	1	0	0	1	2	0	2	0	22	1.0	
115	猿払村	9	0	2	0	60.6	2	0	H27.4	3	2	1	1		2.17	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	2	0	2	0	16	1.0
116	浜頓別町	10	0	1	3	66.3	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	2	2	0	0	3	1.0
117	中頓別町	8	1	2	0	59	2	0	H27.4	3	2	1	3		2.23	3	2	1	2	1	2	0	2	0	0	1	1	2	0	2	0	3	1.7	
118	枝幸町	14	1	2	0	62.2	2	0	H26.3	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	2	2	0	0	0	1.0
119	豊富町	10	0	2	0	59.7	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	1	0	0	1	1	2	0	1	3	0	0	1	2	2	0	0		1.0	
120	札文町	10	0	2	0	68	2	0	H25.8	3	2	1	1		2.17	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	2	2	0	0	16	1.0
121	利尻町	8	0	2	0	62	2	0	H26.9	1	2	1	2		2.13	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	1	2	2	0	0	15	1.7	
122	利尻富士町																																	
123	美幌町	14	4	2	0	60.5	1	2	H27.4	1	2	1	5	2	1.23	5	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	1	2	4	4	0	0	201	2.7
124	津別町	10	2	2	0	66	2	0	H25.2	1	2	1	2		2.13	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	0	3	0	18	1.0
125	斜里町	14	1	1	2	60.9	2	0	H27.4	1	2	1	2		2.13	2	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	1	3	3	0	0	4	1.7
126	清里町																																	
127	小清水町	10	0	2	0	61.9	2	0	H27.4	3	2	1	1		2.17	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	1	2	0	2	0	16	1.0	
128	訓子府町	10	2	2	0	66.7	2	0	H27.4	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	1	1	3	0	2	1	22	1.0
129	鷹ノ子町	10	1	2	0	60	2	0	H27.4	3	2	1	1		2.17	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	3	0	2	1	3	1.7
130	佐呂間町	10	3	2	0	62.8	2	0	H25.9	3	2	1	1		2.17	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0			1	3	2	1	0	22	1.0
131	遠軽町	18	2	1	2	63.3	2	0	H25.10	1	2	1	2		2.13	3	0	0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	1	4	4	0	0	2.5	1.7
132	湧別町	16	1	2	0	66.2	2	0	H25.1	1	2	1	1		2.10	1	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	2	0	2	0	2	1.0
133	滝上町	9	0	2	0	61.6	2	0	H27.4	1	2	1	2		2.13	1				1							1	3	0	2	1	12	1.0	
134	興部町																																	

NO	自治体	3. 行政と議会の課題共有										4. 住民説明										5. その他										平均 (補足を除く)	全体平均
		問7	問8	問9	補	問10	問11	問12	平均 (補足を除く)	問14	問15	補	問16	問17	補	問18	平均 (補足を除く)	問19	補	問20	問21	問22(1)	問22(2)	問22(3)	問22(4)	問23	問24	問25					
		議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況	議会の実施状況					
1	北海道	1	1	4	2	1	1	2	1.6	2	4	1	3	1	1	2.2	5	2	2	2	2	2	1	2	3	1	1	5.0	2.1				
2	札幌市	1	1	1				1	2	10	3	4	1	2	3	1	1	2.6	2	2	2	2	2	1	2	3	1	1	2.0	1.6			
3	釧路市	1	2	1				1	1	2	12	3	4	2	3	3	1	2	2.8	1	2	2	2	2	3	1	1	1.0	1.7				
4	小樽市	1	1	2				1	1	2	12	5	3	1	1	3	1	2	2.8	2	2	2	2	2	2	2	1	2.0	2.0				
5	旭川市	1	2	5	2			1	1	2	2.0	2	3	1	3	1	1	2.0	5	1	2	2	2	1	2	3	2	2	5.0	2.3			
6	室蘭市	1	3	1				1	1	2	1.4	3	3	1	1	1	1	1.8	1	2	2	2	2	2	3	2	2	1.0	1.5				
7	釧路市	1	3	5	2			1	1	2	2.2	3	3	1	3	3	1	4	3.2	5	2	2	2	1	2	4	2	2	5.0	2.0			
8	帯広市	2	4	4	2			1	1	2	2.4	5	4	1	3	3	2	4	3.8	5	1	2	2	2	3	1	1	5.0	3.0				
9	北見市	1	2	1	2			1	1	2	1.2	5	1	2	3	1	1	2.2	2	2	2	2	2	1	2	3	1	1	2.0	1.4			
10	夕張市	2	3	1				3	2	1	2	20	2	2	2	1		3	2.0	2	2	2	2	2	3	2	2	2.0	2.1				
11	岩見沢市	1	1	1				1	1	2	1.0	2	1	2	3	1	1	1.6	1	2	2	2	2	2	3	2	2	1.0	1.2				
12	網走市	1	3	3	2			1	1	2	1.8	2	3	1	3	1	2	2.2	3	2	2	2	2	1	3	2	2	3.0	1.8				
13	留萌市	1	3	1				1	1	2	1.4	2	1	2	3	1	1	1.6	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2.0	1.4				
14	苫小牧市	1	1	1				1	1	2	1.0	3	4	1	3	1	1	2.4	1	2	2	1	1	2	3	2	2	1.0	1.7				
15	稚内市	1	2	1				1	1	2	1.2	3	2	3	3	2	1	2.4	1	2	2	1	2	1	3	1	1	1.0	1.4				
16	美瑛市	1	1	1				1	1	2	1.0	3	1	2	1	1	3	2.0	1	1	2	2	2	2	3	2	2	1.0	1.6				
17	芦別市	1	2	2				1	1	2	1.4	3	1	3	1	1	2	2.0	2	2	2	2	2	1	2	3	1	2	2.0	1.4			
18	江別市	1	2	2				1	1	2	1.4	2	1	3	1	1	2	1.8	3	2	2	2	2	2	4	2	2	3.0	1.6				
19	赤平市	1	3	1				1	1	2	1.4	2	1	2	3	1	3	2.0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1.0	1.7				
20	紋別市	1	3	2				1	1	2	1.6	5	1	2	3	2	2	2.6	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2.0	1.7				
21	士別市	1	5	4	2			1	1	2	2.4	3	2	5	1	1	5	3.2	5	1	2	2	1	2	4	2	2	5.0	2.8				
22	名寄市	1	5	5	1			1	1	2	2.6	5	4	1	3	1	5	3.6	5	1	2	2	1	3	1	1	5.0	2.7					
23	三笠市	1	5	1				1	1	2	1.8	3	1	2	3	4	2	4	3.0	5	2	2	2	1	2	2	2	5.0	2.3				
24	根室市	2	2	2	2			1	2	1	2	1.6	4	1	2	3	3	1	2	2.6	3	2	1	2	2	3	1	1	3.0	1.8			
25	千歳市	1	3	1				1	1	2	1.4	3	4	1	3	1	2	2.6	1	2	2	2	2	2	3	1	2	1.0	1.7				
26	滝川市	1	3	1				1	1	2	1.4	3	2	2	2	1	2	2.0	2	2	2	2	2	2	3	1	1	2.0	1.6				
27	砂川市	1	3	1				1	1	2	1.4	3	1	3	1	1	1	1.8	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2.0	1.6				
28	歌志内市	1	3	1				1	1	2	1.4	3	1	2	2	1	2	1.8	1	2	2	2	2	1	2	2	2	1.0	1.3				
29	深川市	1	3	1				1	1	2	1.4	2	2	2	2	1	1	1.6	1	2	2	2	2	2	3	1	1	1.0	1.3				
30	富良野市	1	3	3	2			1	1	2	1.8	4	1	2	3	1	3	2.4	1	2	2	2	2	1	3	2	2	1.0	1.6				
31	登別市	1	4	4	1			1	1	2	2.2	3	4	1	3	4	2	1	3.0	5	1	1	2	1	3	1	1	5.0	2.7				
32	恵庭市	1	3	2				1	1	2	1.6	2	4	1	4	3	2	2	3.0	2	1	2	2	2	2	2	2	2.0	1.8				
33	伊達市	1	3	1				1	1	2	1.4	4	2	2	3	1	1	2.2	1	2	2	2	2	1	3	2	2	1.0	1.4				
34	北広島市	1	5	1				1	1	2	1.8	3	4	1	3	1	2	2.6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2.0	2.0				
35	石狩市	1	3	1	2			1	1	2	1.6	3	2	1	3	3	1	3	2.8	2	1	2	2	2	3	2	2	2.0	2.0				
36	北斗市	1	3	1				1	1	2	1.4	5	4	2	3	1	1	2.8	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2.0	1.6				
37	当別町	1	2	2				1	1	2	1.4	2	2	3	3	2	1	2.2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2.0	1.6				
38	新篠津村	1	3	1				1	1	2	1.4	3	1	2	1	1	1	1.4	1	2	2	2	2	2	3	2	2	1.0	1.3				
39	松前町	1	3	1				1	1	2	1.4	5	1	1	1	1	1	1.8	1	2	2	2	2	2	3	2	2	1.0	1.6				
40	福島町	5	5	5	2			1	4	2	4.0	5	4	1	5	5	2	5	4.8	5	1	1	2	1	3	1	1	5.0	4.4				
41	知内町	2	4	5	2			1	1	2	2.6	5	2	1	2	1	4	2.8	5	2	2	2	1	2	1	3	1	1	5.0	2.8			
42	木古内町	1	3	2				1	2	2	1.8	2	2	5	1	1	1	2.2	1	2	2	2	2	2	3	2	1	1.0	1.7				
43	七飯町	2	3	3	1			1	1	2	2.0	5	2	2	3	1	1	2.4	2	1	2	2	2	2	3	2	2	2.0	1.7				
44	鹿野町	1	1	1				1	1	1	1.0	2	1	2	1	1	1	1.2	1	2	2	2	2	2	3	2	2	1.0	1.1				
45	森町	5	3	1				1	3	2	2.6	2	2	1	1	1	3	1.8	1	2	2	2	2	2	3	1	1	1.0	1.8				
46	八雲町	1	4	4	2			1	1	2	2.2	3	1	2	3	1	1	1.8	2	2	2	2	1	1	2	4	1	1	2.0	1.5			
47	長万部町	1	3	1				1	1	2	1.4	2	1	1	1	1	1	1.2	3	2	2	2	2	2	3	2	2	3.0	1.2				
48	江差町	1	3	3	2			1	1	2	1.8	4	1	1	5	1	1	2.4	1	2	2	2	2	2	4	2	2	2.0	1.9				
49	上ノ国町	1	3	2				1	1	2	1.6	2	1	2	1	1	3	1.6	1	2	2	2	2	2	3	1	2	1.0	1.3				
50	厚沢部町	1	1	1				1	1	2	1.0	2	1	2	1	1	2	1.6	1	2	2	1	2	2	3	2	2	1.0	1.3				
5																																	

NO	自治体	3. 行政と議会の課題共有										4. 住民説明										5. その他										平均 (補足を除く)	全体平均
		問7 議会の実施	問8 議会の実施	問9 議会の実施	補 議会の実施	問10 議会の実施	補 議会の実施	問11 議会の実施	問12 議会の実施	平均 (補足を除く)	問14 議会の実施	問15 議会の実施	補 議会の実施	問16 議会の実施	問17 議会の実施	補 議会の実施	問18 議会の実施	平均 (補足を除く)	問19 議会の実施	補 議会の実施	問20 議会の実施	問21 議会の実施	問22(1) 議会の実施	問22(2) 議会の実施	問22(3) 議会の実施	問22(4) 議会の実施	問23 議会の実施	問24 議会の実施	問25 議会の実施				
91	当麻町	1	2	2		1	1	2	1.4	4	1		1	2		1	1.8	1		2	2	2			1	2	2	1	1	1.0	1.4		
92	比布町	1	1	1		1	1	2	1.0	2	1		2	1		1	1.4	1		1	2	2			1	2	3	2	2	1.0	1.1		
93	愛別町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1		1	1		1	1.2	1		2	2	2			2	2	3	2	2	1.0	1.2		
94	上川町	1	1	1		1	1	2	1.0	2	1	2	1	1		1	1.2	1		2	2	2			1	2	3	1	1	1.0	1.1		
95	東川町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1	2	2	1		3	1.8	1		2	2	2			1	2	3	2	2	1.0	1.7		
96	美瑛町	1	3	1		1	1	2	1.4	5	1	2	3	1		1	2.2	1		2	2	2			2	2	3	1	2	1.0	1.6		
97	上富良野町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1	2	3	1		3	2.0	1		2	2	2			2	2	3	2	2	1.0	1.4		
98	中富良野町	1	3	3	2	1	1	2	1.8	3	1	2	1	1		2	1.6	1		2	2	2			2	2	3	2	2	1.0	1.7		
99	南富良野町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1	2	1	1		1	1.2	1		2	2	2			1	2	2	2	2	1.0	1.3		
100	占冠村	1	5	1		1	1	2	1.8	3	1		1	3		3	2.2	1		2	2	2				3	2	2	2	1.0	1.5		
101	和寒町	1	4	4		1	1	2	2.2	5	1	2	2	1		5	2.8	5	1	1	2	1	2	1	1	4	2	2	2	5.0	2.7		
102	剣淵町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1	2	2	1		1	1.4	1		2	2	2			2	2	3	2	2	1.0	1.2		
103	下川町	1	3	1		1	1	2	1.4	3	1	2	3	1		3	2.2	1		2	2	1	1	2	2	2	3	2	2	1.0	1.7		
104	美深町	1	3	3	2	1	1	2	1.8	4	1	2	3	1		3	2.4	1		2	2	2			2	2	2	2	2	1.0	1.9		
105	音威子府村																																
106	中川町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1	2	1	1		2	1.4	1		1	2	2			2	2	3	2	2	1.0	1.2		
107	増毛町	1	2	2		1	1	2	1.4	2	1	2	1	1		1	1.2	1		2	2	2			2	2	4	2	2	1.0	1.2		
108	小平町	1	1	1		1	1	2	1.0	2	1	2	1	1		1	1.2	1		2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1.0	1.2		
109	苦前町	1	1	5	2	1	1	2	1.8	2	2	2	1	1		1	1.4	1		2	2	2			2	2	3	2	2	1.0	1.5		
110	羽幌町																																
111	初山別村	1	2	2		3	2	1	2	1.8	5	1		1	1		2	2.0	2		2	2	1	1	2	2	4	2	2	2.0	1.8		
112	遠別町	1	1	1		1	1	2	1.0	3	1		1	1		2	1.6	1		2	2	2			2	4	1	1	1	1.0	1.4		
113	天塩町	1	1	1		1	1	2	1.0	2	1	2	1	1		1	1.2	1		2	2	1	2	2	2	3	2	2	2	1.0	1.1		
114	幌延町	1	3	1		1	1	2	1.4	5	2		2	1		1	2.2	1		2	2	2			2	3	2	2	2	1.0	1.6		
115	猿払村	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1		2	1		1	1.4	1		2	2	2			2	3	1	1	1	1.0	1.4		
116	浜頓別町	1	3	3	2	1	1	2	1.8	2	1		1	1		1	1.2	1		2	2	2			1	3	2	2	2	1.0	1.3		
117	中頓別町	1	3	3	1	1	1	2	1.8	3	4	2	1	1		1	2.0	2		2	2	1	2	2		3	2	2	2	2.0	2.0		
118	枝幸町	1	1	2		1	1	2	1.2	1	2	2	1	1		1	1.2	2		2	2	2			1	3	1	2	2.0	1.1			
119	豊富町	1	1	1		1	1	2	1.0	2	1		1	1		1	1.2	1		2	2	2					2	2	2	1.0	1.1		
120	礼文町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1	2	1	1		1	1.2	1		2	2	2			2	3	1	2	1.0	1.3			
121	利尻町	2	3	1		3	2	1	2	2.0	1	3	2	1	1		2	1.6	1		2	2	1	3	2		2	2	1	1.0	1.7		
122	利尻富士町																																
123	美幌町	1	4	5	2	1	1	2	2.4	5	3	1	3	1		5	3.4	1		2	2	2			2		3	1	1	1.0	2.7		
124	津別町	1	2	2		1	1	2	1.4	5	2		2	1		2	2.4	1		2	2	2			1	2	1	2	2	1.0	1.5		
125	斜里町	2	3	4		1	1	2	2.2	3	2	2	3	1		2	2.2	3	2	2	2	1	1	1		2	2	2	1	3.0	1.9		
126	清里町																																
127	小清水町	1	1	1		1	1	2	1.0	2	1		1	1		1	1.2	1		2	2	2			2	3	2	2	1.0	1.2			
128	訓子府町	1	3	1		1	1	2	1.4	4	1		2	1		1	1.8	2		2	2	2			2	3	1	2	2.0	1.3			
129	鹿戸町	1	3	1		1	1	2	1.4	2	1		2	1		3	1.8	2		2	2	2			2	3	2	2	2	2.0	1.7		
130	佐呂間町	1	3	1		1	1	1	1.4	5	1	2	1	1		3	2.2	2		2	2	2			2	2	2	2	2	2.0	1.6		
131	遠軽町	1	3	2		1	1	2	1.6	2	1	2	3	1		2	1.8	2		2	2	1	2	2	1	3	2	1	2	1.0	1.6		
132	湧別町	1	3	1		1	1	1	1.4	3	1		2	1		1	1.6	1		2	2	1	2	2	4	2	2	2	2	1.0	1.3		
133	滝上町	1	1	1		1	1	1	1.0	4	1		1	1		1	1.6	1		2	2	1	2	2		2	2	1	1	1.0	1.2		
134	興部町																																
135	西興部村	1	3	1	2	3	2	1	2	1.8	3	4	2	1	1		1	2.0	1		2	2	1	1	1	1	3	2	2	1.0	1.8		
136	雄武町																																
137	大空町	1	3	2		2	1	2	1.8	4	2	2	3	2		3	2.8	4	2	2	2	2			1	2	2	1	1	4.0	1.9		
138	豊浦町	5	3	4	1	5	1	1	2	3.6	3	1		2	1		5	2.4	5	2	2	2	1	1	1	2	3	2	1	5.0	2.9		
139	社管町	1	1	1	2	1	1	2	1.0	2	4	1	3	1		1	2.2	1		2	2	2			2	2	2	2	1	1.0	1.3		
140	白老町	5	3	5	2	1	1	2	3.0	5	4	2	3	3	2	3	3.6	1		1	2	2											

2. 調査票

自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	H 2 4 年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
議会ホームページ アドレス		

議会基礎情報

定数（欠員）	人（ 人）	その内女性議員の人数	人
会派の有無選択	有・無	平均年齢	歳
会派の数	会派	政務調査費（有無選択）	有・無
次回選挙予定年月	H 年 月	政務調査費の額	万円/人・月

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す
	4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

補足設問

●H23. 4～24. 3 の期間、請願又は陳情提出者による本会議又は委員会での直接説明の実績についてお答えください。

（ ☐ 有 ・ ☐ 無 ）

問2 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す
	4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

問3 住民との対話の場

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民と直接対話する場（地域課題を議会と住民が討議する場）を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、直接対話の場を設けている
	4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、直接対話の場を設けている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接対話の場を設けている
	2	検討中
	1	設けていない
【補足説明欄】		

(注1) 議会の審議結果状況の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。(→問18)

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、住民と直接対話する場（地域課題を議会と住民が討議する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

●上記項番3～5を選択した議会は、H23.4～24.3の期間の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

●H23. 4～24. 3 の期間、議会主催による住民へのアンケート調査を行いましたか。

- ☐ ①行っている (案件:)
☐ ②行っていない

2. 議会内の討議と合意形成

問4 首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)

本会議又は委員会において、首長側提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき自由討議を行い、原則として議事録に残している
	4	条例規則の規定に基づき自由討議を行っているが、原則として議事録には残していない
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、自由討議を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番1～2を選択した議会は、議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

(なかった場合には「0」件とご記入願います)

●H23. 4～24. 3 の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②再提出後可決された件数 () 件

●H23. 4～24. 3 の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数 () 件 ②可決された修正案の件数 () 件

問5 調査機関又は附属機関の設置

調査機関又は附属機関を設置しての調査検討等を、議会として行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員を含む)を設置している

	4	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員を含まない)を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない
【補足説明欄】		

補足設問

- ①行っている (件:(事例))
□②行っていない

- ①行っている (件(公聴会) : (事例))
(件(参考人) : (事例))
- ②行っていない

- ①提出された条例案 () 件 ②可決された条例案 () 件
③具体的な条例案名と議決態様(可決、否決、継続等)をご記入ください。

問 6 議会事務局体制の充実

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している

	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

補足設問

●議会事務局の人数等 (H24. 4. 1 現在でご記入ください)

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
図書購入額(H23. 4～24. 3 の期間)	万円						
議会事務局の課題をご記入願います							

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内 容
	5	議会基本条例等の規定により、議会の会期を通年としている
	4	
	3	議会の会期を年末(年度末)まで設定する議決により、実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

問8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、一般質問及び代表質問で導入している
	4	条例規則の規定に基づき、一般質問又は代表質問のいずれかで導入している
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、一問一答方式を導入している
	2	導入を検討中

	1	導入していない
【補足説明欄】		

(注) 一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問を認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、内容を限定せずに、反問を認めている
	4	条例規則の規定に基づき、内容を限定して、反問を認めている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問を認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

補足設問

- 上記項番 3～5 を選択した議会は、H23. 4～24. 3 の期間の反問の実績についてお答えください。
(☐有 ・ ☐無)
- 上記期間中、反問の実績有りの議会は、反問を行使された例をご記入ください。

--

問 10 議会と執行部間の政策討論の場

本会議、常任(特別)委員会以外に、地域課題を議会と執行部が共有し討議するために、特別な政策討論の場を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、政策討論の場を設置しており、原則として議事録に残している
	4	条例規則の規定に基づき、政策討論の場を設置しているが、原則として議事録には残していない
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討論の場を設置している。
	2	設置を検討中
	1	設置していない
【補足説明欄】		

--

(注1) 上記項番1～2を選択した議会は、政策討論の場を設置する上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

(注2) 上記項番3～5を選択した議会は、H23.4～24.3の期間における政策討論の場の具体的な内容(名称・開催実績等)を補足説明欄にご記入ください。

補足設問

●上記項番3～5を選択した議会は、政策討論の場が公開か非公開かをお答えください。

☐①原則、公開

☐②原則、非公開

問11 議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

議会が評価主体となる組織的な取り組みにより、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、政策評価、施策評価、事務事業評価のすべてを対象に行っている
	4	条例規則の規定に基づき、政策評価、施策評価、事務事業評価のいずれかを対象に行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策評価、施策評価、事務事業評価を行っている
	2	検討中
	1	評価は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、H23.4～24.3の期間における評価の取組事例を補足説明欄にご記入ください。

問12 貴議会において、執行部との地域課題共有に関して、ユニークな取組事例がありましたら、具体的な内容をご記入ください。

--

4. 住民説明

問13 会議の公開状況

会議の公開について、どのように条例等で定めていますか。

選択	項番	内 容
----	----	-----

	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
【補足説明欄】		

(注) 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

補足設問

●上記項番 3～5 を選択した議会は、会派単位か各議員個別かをお答えください。

☐①会派単位

☐②各議員個別

問 18 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、議会報告会等を設けている
	4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、議会報告会等を設けている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を設けている
	2	検討中
	1	設けていない
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番 1～2 を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

(注2) 上記項番 3～5 を選択した議会は、H23.4～24.3 の期間における議会報告会等の実施状況を補足説明欄にご記入ください。

5. その他

問 19 議会基本条例の検討状況

議会基本条例の制定を予定していますか。

選択	項番	内 容
	5	既に条例を制定している
	4	条例素案を策定済みで、近い将来に制定を予定している

	3	制定の方針で、条例の制定作業に着手している
	2	条例を制定するか否かを検討中
	1	今のところ、条例制定の予定はない
【補足説明欄】		

補足設問

●上記項番 3～5 を選択した議会は、議会基本条例の制定を検討する場（委員会等）に、住民参加の機会が設けられていますか（いましたか）。

☐①設けている

☐②設けていない（議員のみでの検討）

●上記で住民参加の機会が設けられている（いた）場合、具体的な内容についてご記入ください。

（ ）

問 2 0 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

☐①制定している

☐②制定していない

問 2 1 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会モニター制度を設けていますか。

☐①設けている

☐②設けていない

問 2 2 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経かどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加していますか。

☐①追加している

☐②追加していない

(2) (1) で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

☐①基本構想のみ

☐②基本構想・基本計画

☐③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

☐①追加している

☐②追加していない

(4) (3)で任意的な議決事件を追加している場合、H23.4～24.3の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問23 地方自治法の改正により、議員定数の法定上限が撤廃されましたが、今後の貴議会の方向性をどのように考えていますか。(1つ選択)

- ☐①ボランティア議員型議会（多人数議会）
☐②専門議員型議会（小人数議会）
☐③わからない
☐④その他

問24 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 北海道における議会基本条例等施行状況(H24.4.1現在)

北海道における自治基本条例等施行状況(H24.4.1現在)

NO	自治体名	自治基本条例	議会基本条例	参加条例
1	二セコ町	平成13年4月1日		
2	北海道	平成14年10月18日	平成21年7月10日	
3	奈井江町	平成17年4月1日		
4	苫前町	平成17年10月1日		
5	登別市	平成17年12月21日	平成23年5月1日	
6	清水町	平成18年4月1日		
7	遠別町	平成18年4月1日		
8	沼田町	平成18年4月1日		
9	音更町	平成18年10月1日		
10	白老町	平成19年1月1日		
11	芽室町	平成19年3月5日		平成16年5月1日
12	下川町	平成19年4月1日		
13	札幌市	平成19年4月1日		
14	苫小牧市	平成19年4月1日		平成21年4月1日
15	留萌市	平成19年4月1日		
16	帯広市	平成19年4月1日	平成22年4月1日	
17	稚内市	平成19年4月1日		
18	中札内村	平成19年4月1日		
19	遠軽町	平成19年4月1日		平成19年4月1日
20	美唄市	平成19年9月1日		
21	七飯町	平成19年10月1日		
22	平取町	平成20年4月1日		
23	上川町	平成20年4月1日		
24	石狩市	平成20年4月1日		平成14年4月1日
25	芦別市	平成20年10月1日		
26	上富良野町	平成21年4月1日		
27	幌延町	平成21年4月1日		平成21年4月1日
28	士幌町	平成21年4月1日		
29	福島町	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
30	厚沢部町	平成21年4月1日		
31	三笠市	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
32	江別市	平成21年7月1日		
33	名寄市	平成22年4月1日	平成21年4月1日	
34	八雲町	平成22年4月1日		
35	鹿追町	平成22年4月1日	平成22年3月25日	
36	和寒町	平成22年4月1日	平成22年4月1日	
37	置戸町	平成22年4月1日		
38	北見市	平成22年12月21日		
39	新十津川町	平成23年1月1日		
40	函館市	平成23年4月1日		
41	美幌町	平成23年4月1日		
42	別海町	平成23年4月1日		
43	中標津町	平成24年4月1日		
44	士別市	平成24年4月1日	平成24年4月1日	平成24年4月1日
45	栗山町		平成18年5月18日	
46	今金町		平成19年5月1日	
47	知内町		平成20年4月1日	
48	白糠町		平成22年9月16日	
49	豊浦町		平成22年11月15日	
50	旭川市		平成22年12月10日	平成15年4月1日
51	釧路市		平成23年4月1日	
52	北竜町		平成23年4月1日	
53	足寄町		平成23年5月1日	
54	富良野市			平成17年7月1日
55	弟子屈町			平成18年4月1日
56	伊達市			平成19年4月1日
57	北広島市			平成21年6月1日
計		44	18	11

あとがき

今回の調査は、北海道内の自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか実態を明らかにすることを目的としており、順位を付けることを目的としていない。今後、議会を活性化する時の参考にしていただくことを願って作成したものである。活用していただけたら幸いと考えている。

また、この報告書をまとめるにあたって、北海道内163道・市町村議会の議会事務局からアンケート調査の回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

最後に、本調査の集計・分析に協力いただいた北海道大学公共政策大学院の生沼裕教授、公共経営特論Ⅰ受講の院生の喜山雄介さん、武部玲央さん、鳥屋尾天平さん、中村龍樹さん、西山 徹さん、樋口雄大さん、古川悟一さん、丸 修平さんに、心から感謝申し上げます。

「2012北海道内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号
電話・FAX:011-836-4315

E-mail : koukyou-seisaku@goo.jp

<http://www16.plala.or.jp/koukyouseisaku/index.htm>